

平成30年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第2号）

平成30年6月18日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

4番 中城 峯視 君

11番 沖 徹信 君

6番 田上 忍 君

5番 福永 啓 君

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 清水 蕙 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 塚本 勝紀 君 10番 田中 隆敏 君

11番 沖 徹信 君 12番 井本 昭光 君

13番 岩田 重成 君 14番 田端 幸治 君

3 欠席議員

なし

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 本田 安洋 君

教 育 長 本田 恵典 君 総 務 課 長 吉本 敏治 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町民保険課長	宮 崎 尚 文 君	こども未来課長	田 中 智 徳 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	健康づくり支援課長	本 田 太 志 君
農業振興課長	藤 野 浩 之 君	商工観光課長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	野 口 壮 一 君	学校教育課長	坂 本 朋 子 君
社会教育課長	宮 川 一 幸 君	環境保全課長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（田端幸治君） 日程第1、「一般質問」を行います。

では、順番に発言を許します。

○4番（中城峯英君） 4番、中城峯祝です。

4月29日、吉無田高原緑の村に新しいアウトドアスタイル、星の森ヴィラがオープンしました。この事業は、地方創生拠点整備事業交付金を活用して、総事業費1億2,300万円を投じて企画、熊本地震からの復興と地方創生の進化の観点から、本町を代表する観光地である吉無田高原に、人の流れを呼び戻すために建設されたものであります。当日は、星の森ヴィラを一目見ようと約1,000人の人が訪れ、多くの関心を集めています。藤木町長の式典で、この星の森ヴィラが拠点となり、お互いのコミュニケーションの場として、地域の皆さんに支えられ、この地を訪れる方々に感動を与えたいとのあいさつがありました。

この事業を今後成功させていくためには、これからの事業運営にかかっていると思います。

そこで、今後の事業展開とその取り組みについて、質問をいたします。

個別質問については、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 議会の冒頭をお借りいたしまして、本日7時58分、大阪北区を中心に

震度6弱の地震が発生いたしました。付近には、枚方市をはじめ、本町にたくさんの自治体また民間団体の方々が応援に来ていただいております。被災された皆様方にもまずはお見舞い申し上げたいと思います。

中城議員の、1、地方創生事業についてお答えいたします。

平成27年に策定しました御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略は基本目標を4つ掲げ、その中でも、御船の素材を生かし、新たな人の流れを作るを最優先の目標としました。そこで目標を達成するための事業として、地方創生加速化交付金を活用した子ども連れをターゲットとした恐竜のまちづくり事業において、化石発掘体験の産業化を目指し、地方創生拠点整備交付金を活用した吉無田高原観光振興プロジェクトでは、吉無田高原緑の村のキャンプ場にドームキャビンを設置するなど、交流人口拡大のため、観光コンテンツの磨き上げを行ってきました。

本年度は、地方創生推進交付金を活用した御船移住促進観光交流プロジェクトでは、移住・定住の推進と交流人口拡大を併せた事業を展開することになっています。化石発掘体験事業は昨年までは町で実施していましたが、本年度から観光協会に事業を移管しました。今後さらに観光関連事業に係る事務についても移管していきたいと考えています。

また、地方創生拠点整備交付金では、吉無田地域で活動する地域づくり団体NPO愛郷吉無田や、上田代ばあば会など意見交換を重ねながら、地域の方々では宿泊客へのバーベキューの食材提供などの役割をお願いし、地域に外貨が落ちる仕組みを検討してきたところであります。

このように、地域や各種団体には、収益性が上がる事業の一部を担っていただき、持続可能な地域づくりをお願いしたいと考えています。

さらに地域おこし協力隊員数名も、御船町観光協会やNPO愛郷吉無田など、地方創生交付金事業の実施主体となる法人に人的支援として派遣しており、さらなる事業の推進を期待しているところであります。今後、平成31年3月に供用開始予定の仮称上野インターの開通に合わせ、吉無田高原の目玉起爆剤として、中山間地域の地域活性化、雇用創出、観光等について計画的に取り組み、経済波及効果につなげてまいります。

また、緑の村運営及び経営形態につきましては、今後指定管理制度を視野に入れて検討していきたいと考えています。

2、下水道事業について、お答えいたします。

下水道事業は、私たちにとって生活の改善、海や河川等の水質保全を図るためには不可欠な生活基盤施設です。本町は将来にわたって健康的で住みよいまちづくりを図るため、昭和54年度に、御船町特定環境保全公共下水道事業基本計画を策定し、事業に着手しました。当初は雨水整備を進めてきましたが、併せて汚水事業に着手し、平成6年3月31日より御船浄水センターを供用開始して24年目になりました。下水道の整備を行うに当たっては、御船町下水道等整備基本構想に基づいて、長期的な視点から検討を行い、計画的・広域的に整備を進めてまいりました。その他詳細については、担当課長から答弁をさせます。

○4番（中城峯英君） ただ今の町長の答弁で、指定管理を視野に入れて経営していくという報告のお話がありましたけど、であればなおさらのこと、1年になるのか、2年後になるのかわかりませんが、なおさらのこと現状の経営等の課題並びに対策について、十分、町が運営している間に把握していく必要がありますので、そのような観点から、御質問をいたします。

1点目に、星の森ヴィラを拠点として、周辺地域の活性化を図る上でどのような経営計画、今町長の答弁の中でもちょっとありましたけれども、これについて、再度町長、お願いいたします。

○町長（藤木正幸君） 星の森ヴィラ、この発想が最初に起こったのは、やはりこの上野のインターチェンジの開通ということであります。上野インターチェンジはできたけれども、周辺のほうに人の流れが来ない限り、この上野インターは生かせられないという思いでこの吉無田高原の緑の村の変化を遂げてきたというところになります。

今後、私たち町で今まで長年管理してきました。しかしながら、町でできることといったら、やはり収益的に持っていくことはなかなか難しゅうございます。今後はあの地域、地域の方々とともに発展させるために、この指定管理者を通じて、町が協力し合ってやってまいりたいと思います。

○4番（中城峯英君） 今のお話の中で、先ほどのお話の中で、地域のばあば会のメンバーが立ち上げておられますけれども、ばあば会がドームハウスの食材の提供をやっておりますということですが、まだ2カ月ぐらいしかありませんですね。どれぐらいの経済効果があるのか、お尋ねします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

まずもって、吉無田高原キャンプ場、緑の村のキャンプ場の星の森ヴィラのオープンに

先駆けまして、皆様方にはいろいろ御心配等御迷惑をかけました。本当にありがとうございました。

中城議員が質問されております、まず経営計画を主として、観点に挙げて説明したいと思っておりますけれども、経営計画の基本的な考えとしまして、入材料及び施設使用料増に伴う収入増と併せて恒常的な運営経費を見直しながら、繰越金の抑制を図り、経営を改善していただくと考えております。現在、宿泊客の食材提供で地元食材を利用して、お肉、野菜等を利用して、夏はバーベキュー、冬は鍋セットを上田代ばあば会に依頼して、運営を開始しております。

今地元への経済効果と言われましたように、5月から始まりまして、5月の連休中は満杯ということで、なかなかお客様に対するPR不足がありました関係上、なかなか伸びませんけれども、期間中約10セット、金額も6,000円と8,000円ということで、3人から4人前が6,000円、4人から5人前が8,000円ということで、設定料金も考えながら今やっているとところです。ただ今後、地元の耕作放棄地を利用したソバ栽培によるソバ打ち体験とか、地元農業と連携したイベント等を行えば、新たな雇用創出と経済効果につなげていきたいと考えています。

また、有害鳥獣でありますイノシシやシカ等の料理を、御船町の吉無田でしか食べられない料理を作っていただきまして、メインにしていきたいという考えでおります。

また、経営改善を図っていく中で、民間の経営ノウハウが必ず必要であると認識しております。町長が先ほど答弁されましたように、状況を重視しながら、ベストのタイミングで指定管理者への移行を考えております。今後、キャンプ場のコンセプトとしまして、気軽にバーベキューやアウトドアを体験した学習と、アウトドア志向のキャンパーのあり方の多種多様なニーズに対応できるキャンプ場としての経営改善を図っていきたいという考えでおります。今、8月の初めに星空、これは吉無田の展望所、ゆうすげの丘で見える景観と夜空は売り物として考えておりますので、8月4日、リバーサイドマウンテンバイクだったり、マウンテンのイベントを今キャンプ場で開催するところで募集をかけようと考えています。

○4番（中城峯英君） 今、地域との交流、いろんなことをやっていくというお話ですが、これも現在もう既に実行されておりますけれども、マウンテンバイクです。これは年4回開催されています。このところの賃料といいますか、走行とかバイク使用料とか、

あるいはリフト代とかあると思いますが、これは正式にデータはそろっておりますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

マウンテンバイクにつきましては年4回、小さい大会まで含めて年4回ですけれども、大きい大会は大体7月と11月です。中で9月にちょっと小さい大会があって、今開催しております。その参加人員としましては、子どもから大人まで、多くて約250名、それに加えるお客さんが500名という想定をしておりますけれども、大体、そこにうちの地元に、愛郷吉無田にお願いしまして、出店者を募集して、現在8店舗の応募があって、食材提供、その昼食の提供をやっているところです。大体概算しまして、50から80までいけばよかつかなということだと思います。

また今のマウンテンバイク協会、その大会を運営している福岡のイベントがありますけれども、その方たちと話し合いまして、西日本の大会を、今小国でやっている西日本大会を誘致して、ここの場所をマウンテンバイクのメッカとしたいという考えで今考えています。

○4番（中城峯英君） 昨日改めて見ましたが、本当に景観も素晴らしい、またマウンテンバイクのコースとしても、私は素晴らしいものだと思いますので、ぜひそういったことをやっていただきたいと思います。

それと、孫連れて草スキーを楽しんで来ましたが、草スキーとかキャンプ場がありますね。久しぶりにキャンプ場を覗いてきました。施設はかなり老朽化していますけれども、「ああ、よくなあ、展望の、すごく小さいときによく行っていたなあ」という記憶はありましたが。

あと、化石発掘体験です。こう言ったのも、産業化を図りますと。これは私が作って言いよとではなかつですよ。一般の方が、拠点整備事業の交付金で建設しとるけん、こういうとの整備を図りますと開示されたから、聞いているわけですが。こういった、もうこれは既に実行されておりますけれども、こういった収益というのはどれぐらいそれぞれで上がっていますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

今、化石体験に対する収益を今お答えしていきたいと思いますが、昨年度本格的に開始しまして、5,800名の利用者で、約400万円ほど上げて、観光協会へ移管しておりますけれども、恐竜博物館の横に観光交流センターがありまして、その横で体験教室特設会

場を利用して設置して、今地域おこし協力隊の御意見と、いろいろなアイデアをもって、その手狭になるんですけれども、博物館に來られたお客さんに参加して、当日の受け付けと、またインターネットで受け付けしまして、当日の來客者に呼び掛けを行っているところです。

過疎化交付金で田代の化石現場に雨の日でも体験できる倉庫兼体験場と吉無田高原緑の村に、わくわく化石発掘ランドをオープンしまして、団体等の受け付けを行っているところなんですけれども、昨年度、それに併せまして、バーベキューセットの事業もやって、食材提供をやっていっているところです。また、草スキー場におきましては、設置12年目を迎えるらくちんリフトが今あるんですけれども、頂上のキャンプ場にある星の森ヴィラに行くまでの、ゆうすげの丘までは、約300メートル近くあります。そこに何とかして登っていただきたいという思いがありまして、ちょっとこれを付近の柵をしまして、ぜひ上まで登っていただきたいという考えで今していますけれども、そして吉無田の滞在時間を延ばしてもらって、この景観を、夕陽を満喫していただきたいという考えであります。

一般的に産業課というと、それ以前に継続的に安定的な経済成果が生まれ、雇用や地域発展などの働ける状況も認識しております。質問のスキーやキャンプ場につきまして、緑の村施設の一部であることから、緑の村の全体の問題であると考えます。今度緑の村の運営につきましては、緑の村が持つ特有の資源を生かしながら、集客のためにさまざまな仕掛けを行うことで、これはもちろん、地域自身が携わり、地域から愛される施設として認知され、また地域の経済活動の場として役割を果たさなければならないという考えで今おります。そして産業化のモデルとして一定の評価がなされると思っております。

また、化石体験につきましても、御船町の特有の体験商品として確立されておりますので、恐竜博物館と連携しまして、ガイドの雇用、関連グッズの販売など、運営する問題につきましては、観光協会の主たる財源になっていくということから、その採算性や地域雇用、周遊チケットと言われてはいますけれども、周遊チケットも今順調に町内の回遊のほうになっている状況です。これをもって皆さん方に来ていただくように地域貢献の観点から御船独自の産業としてなり立っていきたいと考えています。

○4番（中城峯英君） 今、あそこ全体の、今いわゆる滞在時間を長くして、それをやらなきゃいかんですね。私はそのためには、今例えば草スキーに行つて帰るとか、化石発掘で帰るとか、単発的にお客さんはやっていっていると思いますね。だから、やっぱりこういっ

た外の今入場者の数だとか、大体幾らぐらい収益を上げているのか、それぞれの事業ですよ。そして、もう宿泊施設もできたわけですから、1泊2日で、ここもありますよ、1泊2日で楽しく満喫してもらおうという流れで持っていかなといかんかなと思っています。やっぱり今までは緑の村全体で、私らのようにどんぶり勘定ですね。これがやっぱり経営となりますと、それぞれの営業種目といいますか、事業別にそれを把握して、ここは大体幾らぐらい上がりよるかということも把握してもらいたい。そういったことをやられて、次の指定管理のときに引き継いでいくと。私どもはそういった仕事のやり方をしてきましたので、どんぶり勘定ではいきませんよ。

でも、今まではやっぱり役場の職員の皆さんが、そこまでは手が回らんとが実態だと思いますので、これから指定管理でいかれる、移行される間には、そういったこともやっぱり把握していただきたいと思います。

それと次に、例えば上野吉無田インターが来年の3月というお話がありました。こういった開通もするので、これも今回のあそこ辺の拠点整備事業を始めますというお話でしたけれども、新たな人の流れを呼び込むといったことは、どういったことをお考えになっていますか。町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 吉無田インター、仮称の上野インターチェンジがいよいよ来年の3月には開通予定であります。ここに来られた方が、どうあの地域を利用していただくか、見ていただくか、そして滞在期間を延ばすのには何をしなければいけないかということで今考えております。やはりあの地域において、まずターゲットとなってくれば、まず福岡だろうという思いであります。今後、高速道路がつながれば、1時間30分、2時間はかからず福岡からあの地に来ることができると。ターゲットを福岡にある程度絞り込んだ事業を行っていききたいなと。

やはりマウンテンバイクだけではなく、いろんなサイクル関係、九州のへそという感じになります。おへそ道路としてのあり方、そういったものもできると思いますし、また商業・観光、それと移住・定住ということにおいても、今後何か吉無田地域を売り出してける一つの確立した、この民間において締結するようになりますと思っています。

○4番（中城峯英君） わかりました。

次に、町当局と地域や各種団体、それから観光協会、地域おこし協力隊です、こういった人と連携を図っていくことが肝要かと思いますけれども。地域おこし協力隊は先ほど言

われましたが、2名ほど観光協会にかかわっておられますけれども、もうちょっと具体的にお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今現在、御船町に地域おこし協力隊は6名の方が来ていらっしゃいます。まず、言われたとおり、観光協会が2名です。それとオールみふね恐竜の郷復興プロジェクトに3名、それと田代東部地区に1名、それと7月からですけど、水越の地域活性化協議会に1名入っておられますけれども、愛郷吉無田は、これまで2名の方が応募されましたけれども、不採用になったということで、今愛郷吉無田には入っていらっしゃいません。

今観光協会に2名の方が入っていますけれども、観光協会も吉無田のドームキャビンの吉無田地域の活性化について協力されておりますが、そのばあば会が今食材提供をされていますけれども、それのお手伝いとか、仕組みづくりとか、そういうことに携わってやっていただきたいと考えております。

○4番（中城峯英君） いろんないさぎの開発とかされたと聞いていますけれども、ふりかけですかね。ただ、先月の5月でしたか、あおぞら会議で地域おこし協力隊の6名の方と意見交換したんです。これは協力隊の人はそれぞれに頑張っておられますけれども、本来の地域おこし協力隊の趣旨とはやっぱり違うような流れに今なっておるような気がするんですけど。1名だけは過疎地域に定住して、本来の趣旨であって、それがどうも今、観光協会事務所で観光業務に従事していますということだったですね。だから、そういったことも、今そういう時期ですからやむを得るところもあるかと思えますけれども。ただ、要するに過疎地に定住をしてもらわんといかんのが、地域おこし協力隊の趣旨ですから。そういったことはここで長くなりますので、また別の機会に申し上げたいと思います。

それから観光協会はこういった形で、今2名が地域おこし協力隊、それと、観光協会とこの前あおぞら会議をやりましたけれども、永本会長が、指定管理に応募したいという会長のお話がありました。だから、そういう意思を持っておられるのであれば、やっぱり町が運営する間にいろんなことを勉強してもらうことも必要じゃないかなと思うんですけども。ちょっとあれですけども、先走った意見かもしれんけれども。

○商工観光課長（作田豊明君） 現在、地域おこし協力隊がうちの観光協会に2名今携わっておられます。それとグループ補助金で3名です。グループ補助金の活動内容としましては、復興イベントの事業とか恐竜を生かした事業、それと震災の記憶継承事業、雇用維持創出

事業、ホームページの作成事業ということで、3人の方が手分けして当たられていますけれども、その中にいさぎのほうの意見を聞いたりとか、いろいろな企画あたりを考えてもらったりとか、復興につながっていきますので御船町のために、この3名の方は本当に頑張ってください。

また、ボランティア等の緑の村の入村者の皆さんに、自然の要するにキーワードに倣った多種多様なニーズに対応するために、いろいろ企画を、先ほど言いましたけれども、サマーキャンプとかをいろいろアイデアを出してもらって、今話し合いをしているところなんですけれども、観光協会では先ほど指定管理者のほうに役立つと。私もこの間の会議に参加しておりまして、意気込みを今度はしっかり感じているところなんですけれども、まづもって足もとを固めて動いていってもらいたいということで思っています。

また、行政の役割は、物を作る、組織の地域のコーディネーターとすることが重要であり、観光協会とか地域おこし協力隊主体の事業で地域や各種団体に、これから魅力的なこと、行動を作っていくことが重要な役割であります。したがって、鋭気を持って日々共有しながら、魅力ある吉無田高原にするために、ぜひ御意見の提供を、合同会議も、昨年度2回目が終わっていますけど、今年も開きまして、いろいろな意見等を聞いた上で、対応をしていきたいという考えであります。

また、議員の皆様方もぜひ御協力をいただければと思います。

○4番（中城峯英君） 地域おこし、この前私もその際に6名の方からいろいろな取り組みとか、今までの状況を聞きまして初めてわかったんですけれども、みんなそれぞれ頑張っておられます。ただ、懸念することは、3年経って、定住せんで帰ってしまいはいせんかなという心配があるんですよ。国から補助金もらって、やはり問題は、ずっと永住してもらうということが取り組みの本来の趣旨ですからね。そういったことも、これから取り組んでいって、レポートを町に出してもらっていると思いますけれども、是非お願いしたいと思います。

それと、5番目の緑の村、これは運営体制ですけれども、私が聞いたところでは、非常勤職員が3名、その人が月15日勤務しておられますけれども、作業員の方が3名で女性が2名、男性が1名で、月13日勤務されているという運営体制ということで、これで間違いありませんか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

先ほどの、緑の村は直営で運営しておりまして、ドームの建設をしました、非常勤職員はここを増やさず、スタッフは村長を含め常勤が3名です。そして、事務的に作業員を3名、男性が1名、いろいろな掃除、片付け等周辺の環境整備にも携ってもらっております。また、宿泊者がある場合は、宿直を置いて対応していくと。それとリフト運行と草刈りなどにつきましても、シルバー人材センターに委託して、そこでできない分は、下草払いをやっていくとなると思います。採算ベースになるんですけども、基本では入場・使用料が販売で、残業、頑張っておりますが、業務の稼働率は約30%と思いますが、今やっておりますので、明日開業で、今後熊本市の企業等の経営者ですとか、そういうのとか、私も営業的に動いて、・・震災を受けた御船町であればこそ御船のできることをやっていきたいということで、熊本市をお願いしていこうと思っています。

また上野インターの開通につきましては、特にそこは入口、福岡から信号なしのノンストップで来れる吉無田ということで、近隣市町村、南阿蘇あたりが今疲弊しておりますので、その分もこういうなればということでやっておりますけれども、いろいろな連携、道路あたりを確認いたしまして、一から運営調査に入っていただきまして、阿蘇のほうまで延ばしてもらって、観光の被災の跡地、被災の現場を見て、感じていただきたいという、今、提携の中で話が出ておりますので、そういった取組みもして行って、今後はやはりインバウンド、今八代港に来ています。そのインバウンドのお客様を受け入れができるような体制をして周辺の経済効果につながっていくようにと思っています。

○4番（中城峯英君） 運営体制は、現状で何とか回っている状況だからですね。7月、8月のドームキャビンについては、ほぼ同時間にもう満室状態というお話を聞きましたので、こういうときは、やっぱりサービスの低下を懸念しておりますので、商工観光課に相談してますということでしたけれども、それはできるですね。宿泊からの状況を見ながら、満室のときにはサービスの支障を招かないような指導をお願いしたいと思います。

それと、採算ベースですけども、シミュレーションされてましたよね、今年度から間違いなく、890万円ぐらい繰り入れがありましたけれども、徐々に減っていますというシミュレーションをされていますので、そのためにはやっぱり収益でお客さんを増やしてしていく必要があると思いますので、そういったことでお願いしたいと思います。

そして、緑の村の職員の方は、村内の施設の点検整備や、あるいは草刈りなど、入村者の方が気持ちよく帰ってもらえるような、心に自分たちがフォローするのは自分たちの役

割だと。そしてまた来てもらうようなりピーターを増やすという思いで皆さんされておりますので、ぜひとも今後とも、各種団体との連携を、これからまだ試行錯誤の段階と思いますが、7月、8月のお客さんの増える時期に、ぜひサービスの低下にならないようをお願いをします。

この項はこれで終わります。

次にいきます。下水道事業についてであります。下水道事業の基本方針についてお尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

下水道の基本方針は、御船町下水道等整備基本構想に基づいて長期的な視点から検討しており、地域に最も適した下水道計画を作成し、これに基づいて計画的、効率的に進めていきます。また、下水道整備を行うことが法律的になり、小規模な散在集落については、下水道を担う農業集落排水、小型合併浄化槽を設置して、町民の皆さんに水洗化の要望に応えていくことが重要ではないかと思っております。

○4番（中城峯英君） 都市計画についてのマスタープラン、今回見直しをされますけれども、このネットには、平成16年5月17日となっていますけれども、町は平成15年度に策定して、県が出した後のネット上の公開だと思いますけれども。これによりますと、今後は市街地の進展や土地利用動向に対応して、今後の下水道等についての拡大並びに今後の下水道の管理促進を図るということで記載があります。今まさに、御船地区、こういう事態なんです。だからまあ、都市計画の見直しをされるんだと思いますけれども、そういった観点から御質問をしたいと思います。

まず1点目に、現状の、御船町の人口に対する下水道整備人口は何%ですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

普及率は49.6%になっています。

○4番（中城峯英君） これは総人口に占める接続者数ですかね。1世帯2名か3名いらっしゃるんですが、もうちょっと上がるんじゃないかと思いますが。

それと、整備済区域、私も全体のマップ図を見させてもらいましたが、整備区域における水洗化率として何%ですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

水洗化率で81.8%になります。

○4番（中城峯英君） 整備してあるから、当然接続者は増えるはずですね。でもまだ、20%の方が無接続という状況ですけれども、これは理由は何でしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

整備区域内で接続されておられない方は、県から浄化槽を設置しておられて、それがまだ使える状態にあるという方、そして、経済的な理由で、水洗の整備をまだされていない方が、主な理由になっています。

○4番（中城峯英君） 下水道事業と合併浄化槽の経費の比較といいますか、経費はどうなんですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

ただ、家族構成によって多少変わってまいります、下水道の使用、月大体30トン使用した場合、年間で5万9,160円です。合併浄化槽の場合は5人槽で算出した場合、清掃費、土地点検料、電気代、法令点検、それで大体5万9,000円程度になります。ほぼ同額となっています。

○4番（中城峯英君） ほぼ同額ですね。接続するときも工事代が発生するでしょう。

○環境保全課長（緒方良成君） 下水道につきましては、接続には負担金というのが発生します。結局下水道区域においては、莫大な経費を投資しておりますので、その区域で整備されていないところ、そこ辺の区域に対しての負担をしていただくために、流入される、流入されないところのために、負担金を取っている。合併浄化槽につきましては、新設するあたりにつきましては130万円以上の設置費用がかかりますので、下水道と合併浄化槽に関しましては、設置につきましては、今差が出てきてます。

○4番（中城峯英君） 20%ぐらいの人はいろんな事情等で未接続です。行政の指導的なことは現在しておられるのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

行政指導といいますか、罰則規定というのはございません。下水道法第10条で、土地の所有者、使用者は主体なく接続をしなければならないと規定されております。本来下水道は、個人の方が要望されて整備しておりますので、すべての方に接続をお願いしているところですが、いろいろで接続できない方におかれましては、今後とも啓発を行っていきます。

○4番（中城峯英君） あと、今後も全体計画並びに高木地区の整備計画の見通しを教えてください。

ださい。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず全体計画につきましては、今後全体計画、概ね20年地域のあるべき姿を総合的に調整して、上位計画、これは御船町下水道等整備基本構想並びに都市計画マスタープランとの整合性を図りながら策定していきます。また、大規模開発等におきましても、計画がある場合はその都度計画を見直していきます。

それから、高木地区の整備につきましては、これは下水道につきましては、現在全体区域に入っておりませんが、現在合併浄化槽により処理が行われております。御船町下水道等整備基本構想では、高木地区は公共下水道地区のエリアに位置付けられております。

そもそも高木地区は都市計画区域内に位置付けておりますので、先ほども申しましたが、上位計画の計画を図りながら、行く行くは計画を策定していく予定ではあります。

○4番（中城峯英君） 私は、整備金額の、地域の方が、高木は平坦地区でありながら、そして、下水処理施設についても、すぐ近くにあるんですよ。高木は忘れられているんじゃないかと。高木は確かにマップ等を見ましたら、高木は一番端っこなんですね。そういう点もあっているからと聞きましたので、こういった質問を、一人一人のところでですね。

私は高木地区は、定住促進を図る地域だと思っていますが、これについて、町長はどうお考えですか。

○町長（藤木正幸君） 高木地区におきましては、このマスタープランの変更等にもかかわってくると思います。やはり移住・定住と企業誘致、両面から考えられると思っています。そのときにやはり下水道は必要ということはわかっております。しかしながら、今全体計画的に進めてまいります。現状のところをとり行わない限り、高木地区には行けないとなっておりますので、いち早く現状を行ってそれから早目に計画をまた変えていきたいと思えます。

○4番（中城峯英君） 何しろ、膨大な費用がかかりますから、すぐにはいかんと思いますけれども、どうか高木地区を忘れないように。

それと、費用について、やっぱり高木地区も開発されていくとでしょう。やはり御船町の税収アップにもつながることだと私は自分で住んでいて思いますので、ぜひとも、そういった観点からも、整備をお願いしたいと思います。

ちょっと最後になりましたけれども、高木地区の整備方法は、いろいろ何か地域で集団

処理のところもあるし、今のあそこの下水処理施設につなげて処理する方法もあると思いますけれども、こういった方法がよろしいでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

高木地区の下水道の整備につきましては、まず管渠の今現在の御船浄水センターへの接続と、高木地区だけで処理場を造った場合の経済企画等を行っております。これにつきましては、御船浄水センターへの接続が安価だとは試算出ております。また、高木地区の整備につきましては、浄水センターで矢形川、これをどうしても、これは県あたりの計画にはなりません、これはうちのポンプを設置して、高木地区から管渠を接続するというのは可能であります。

○4番（中城峯英君） はい、そういうことで、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○11番（沖 徹信君） 通告どおりの一般質問をします。

人口減少の社会的問題等になっていることに、高木地区においても、小池高山インターの開通や国道443号の整備により地理的条件も整備され、今後、地域開発と同時に人口増の対策も期待できると思われま。

そこで、高木小学校の児童数はどうなっているのか。また、見通しの今後、児童確保に向けた企画はあるのか。また、旧高木保育園が閉園になったら、跡地の利用についてはどう考えているか伺います。

次に、熊本中央一般廃棄物処理場施設整備について伺います。一般廃棄物処理場施設整備については、平成24年より5町村3組合及び広域連合により、熊本中央広域事務協会協議会として発足し、その後山都町を含めた6町村関係一部事務組合において協議を進めてまいりました。既に7年目に入り既存の一般廃棄物処理施設は老朽化が進み、一日も早く、新施設の建設が望まれるところでありますが、前回の全員協議会において、藤木町長から説明された内容は、これまでの報告と多く乖離する点があった。

そこで、新施設に向けた決定事項と協議会会長として今後どのような取り組みでいかれるのかお伺いします。

再質問については、自席から行います。

○町長（藤木正幸君） 沖議員の質問における、1、高木校区の今後について、お答えします。

高木小学校の児童数の推移についてお答えします。平成25年度から児童数が100名を切

りましたが、その後現在まで緩やかに回復している状況です。平成30年度の学校基本調査では109名まで増加し、平成34年度には115名まで増加する見込みです。

高木保育園跡地の利活用についてですが、園舎、園庭並びに地盤の安全性が保証されておきませんので、まずは建物及び地盤の調査を行い、方向性が確立された上で高木校区の皆様ひいては御船町民の皆様に喜んでいただけるような活用方法を考えていきたいと思えます。

まずは、今年度中に建物、敷地の地盤調査を終え、その結果をもとに有効な利活用について判断したいと考えています。

2、一般廃棄物処理施設についてお答えいたします。上益城郡5町及び西原村管内には、ごみ処理施設として益城クリーンセンター、御船甲佐クリーンセンター、小峯クリーンセンターの3施設と、し尿処理施設として環境クリーンセンター、千滝クリーンハーツの2施設があります。これらの施設はいずれも老朽化のため更新時期を迎えています。しかし、現状のように分散されていて処理していくのは適正処理や資源の推進、ごみ処理、し尿処理事業のコスト面で不効率となるため、これらを統合する上で、新たな処理施設の早期の整備が求められていました。

上益城郡5町及び西原村では、広域化による新たな一般廃棄物施設の整備に向け、平成27年度に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を設立し協議を進めてまいりました。平成30年5月11日に開催されました協議会において、一般廃棄物処理施設の建設候補地について、外部有識者で構成する評価委員会からの答申内容及び地域の合意形成、難易度などを総合的に検討した結果、御船町の古閑原・古閑迫地区に最終候補地として決定されました。今後は、協議会事務局において地元への事業内容の説明を経て、用地取得に取り組む予定となっております。

その他詳細については、担当課長より答弁させます。

○11番（沖 徹信君） 高木小学校が100人を切った。一時期は200人以上いた、2クラスあった時期もあります。そういう形で、今後高木小学校を150人体制で維持するために、町長はどういうことをやるべきだと思っていらっしゃいますか。

○町長（藤木正幸君） 高木校区においては、地理的には好条件がそろっていると感じております。やはり、職に関しても熊本市近辺と地区は隣接しております。そういったその土地を有効利用するためにも、やはり移住・定住という問題を高木地区に呼び込む必要がある

んじゃないかということを思っております。

しかしながら、町として開発するということは難易度が高うございます。民間の会社に土地利用計画について、私たちからお伝えしながら、民間会社を活用して、あの地域に移住・定住できるような、そういった土地を求められる方々の応募に応えられるようなものを作りだしていかなければいけないと考えております。

○11番（沖 徹信君） 小池高山インターもこれから国道443号整備され、今町長が言われるように、定住に一番向いた地域だと思っております。欲を言えば、下水道が整備されていないことです。そういう形で、私が議員にさせてもらってから2期目頃に、高木に下水道はということで質問しましたが、計画はないと、それで終わりでした。そういうことではない時代に来ていると思います。若者を定住させるためには、それだけのインフラ整備をしないと今は若者は来ません。そういう中で、高木地区を熊本市のベッドタウン化するには、そこら辺の計画が十分必要ではないかと思えます。

それから、小池高山インターです。やはり御船だから高山小池と言いたいんですけども、そこら辺にも企業がちょっとずつ来ているんじゃないかと思えますけれども、その時点で、虫食い状態になったらそこら辺一帯の開発はできないと思います。そこら辺はどう思っていच्छやいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、今年都市計画マスタープランの見直しを行います。その中で、御船インターだけではなくて、小池高山インターも見直しをかけようと今考えております。国道443号あたりは今のところ虫食いという形になっておりますので、そのあたりも視野に入れて見直しをかけていきたいと考えております。

○11番（沖 徹信君） 農振が被っているということは、いいことであり、悪いことでもあるわけです。農振が被っているということで、乱開発はある程度防げますけれども、それでは、今度は企業誘致等ができないという、そこら辺の壁が一番難しい点ではないかと思えますけれども。

今度の都市計画プランの見直しには小池高山インター、そこら辺は十分やっていただきたいと思えます。

それから、やっぱり今後コストコが来るということもありますけれども、そこら辺の宅地候補として従業員の住宅です。そこら辺の要望というか、そういう計画はありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今確かに言われたとおりに、御船町は企業誘致を進めております。その中で、今企業からそういう要望は上がっておりませんが、ただ、そういう企業が御船インターにもし来ますならば、必ず今後そういう移住・定住に基づいて、何かの施策は必要になってくると考えています。特に今言われた高木の台地、小坂の台地あたりはその候補地にはなるかと考えています。

○11番（沖 徹信君） 一企業が来るということにより、御船町のそれだけではなくて、みんなから税収が上がるという方向性でいかないと、その企業1つに対してしよってもいけないから、地域ごとに協力していくというか、そこら辺の何でやっていただきたいと思います。その点、町長いかがですか。

○副町長（本田安洋君） 今かわっておりますことをちょっと述べたいと思います。

付近の皆さん方が、この前ある企業が来たときに要望書を提出されたときに、いろんなパンフレットを見せていただいたと思います。あの企業が来たおかげで、どれだけ町の人口が増えたか、それは例を取ってあって、世帯数も人口もかなり増えてきたと思います。あの企業が来たおかげで、またいろんな企業がそれに付随して来ると思います。

そういうことで、やっぱり私たちは、それを夢見ながら、今後そういうまちづくりを進めていかなければならないと思っております。特に今の高木台地、それから小坂台地の問題が出ましたけれども、やはり虫食い状態にならないためには、私はこの前から何遍も申し上げておりますけれども、地域の皆さん方が一致団結して、そして土地と整備事業を進めることが一番虫食い状態にならない事業だろうと思います。そのためには、やはり地域の地権者の皆さん方が今後どうそれに対応していくか。そのことが私は一番大切じゃないかなと思っております。

私のところにも、この2～3日前だったですけれども、あるところから、やっぱりあの企業が来て、やっぱり住宅地を確保しなければならないから、ぜひ住宅地の候補として、幾つか上げてもらえんでしょうかと、そういう住宅会社から依頼も大変来ているからという要請も受けたところでございます。

それともう1つは、高木地区、それから小坂地区です。これに対しては、災害公営住宅を造って、そこに定住をしていただくということも、人口増加とか、あるいはまた児童の増加につながっていくのではないかなと思っております。まずは、ここらあたりで、御船町民の皆さん方が考え方を今から根本的に少し変えていただきたい。その企業でもって私

私たちはどう御船町を作っていくかということを、やはり今までと違った考え方に立ち直っていただきたいと、合意を要望しておきたいと思います。

○町長（藤木正幸君）　今回、仮設住宅、災害公営住宅を造るに当たり、地域の皆様方に本当にお世話になって、今進めているわけですが、その中において、ただ単に、ここが土地がいいけんが、ここに家ばというわけにはいかんということを深く認識させていただきました。やはり、1つの地域に、土地の売買、そしてそこに移住してもらうためにそこに家を建てるということは、たくさんの皆さんの協力なしにはいけないということ。また一番問題になってくるのが、相続の問題。なかなか相続ができてない土地というのが大変多くございます。例を挙げればそのままになっているから、ひ孫さんを当たって、ひ孫さんところに印鑑をもらえないということで、全国を探さなくてはいけないという土地もたくさんありました。

ということで、やはり今副町長が答弁しましたとおり、地域の皆さんとともに話し合いが、やはりこれから地域力にも発展すると思っています。ぜひとも、それをなし遂げて頑張っていきたいと思います。

○11番（沖 徹信君）　これは、高木地区だけではなくて、やっぱり御船町が一企業と、それに付随する企業とで御船が潤うという施策をやってもらわないと、それが来たけれども、どうにもならなかったということにならないように、その辺は執行部も十分気を付けて、都市計画の見直しのときに、そこら辺は十分反映していただきたいと思います。

それから、高木保育園の跡地ということで、今年調査をすると。もう2年過ぎましたね。しかしまだ何もやってないということです。

○こども未来課長（田中智徳君）　お答えします。

熊本地震のときには、4月28日から5月2日にかけて保育所並びに学童保育施設15施設の20棟の危険度判定調査を委託して行っておりますけれども、こちらはあくまでも外観の目視調査のみということで、建物内部調査並びに地盤調査は行っておりません。ただ今、町長の答弁がありましたけれども、今後早急にこちらの敷地内の安全性を確認した上で、次の段階に進みたいと思っております。

○11番（沖 徹信君）　いつも思うんだけど、早急というのは、どこまでするのが早急ですか。

○こども未来課長（田中智徳君）　先日も、住民からも御指摘を受けたんですけれども、とも

かくこちらの地盤、園舎の安全性を確認した上で、次の段階に進みたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 今のは、質問に対する答弁にはなっていません。早急にと言うたときには、1カ月経ってなのか1年経ってなのか、10年経ってなのか、どこですか。

○こども未来課長（田中智徳君） 今回の調査に関しましては、今後建物及び地盤調査の費用関係も関係していると思いますので、一月、1カ月以内にはそちらの費用の調査を行いまして、企画財政課あたりにも相談いたしまして、次の段階に進みたいと思います。

○11番（沖 徹信君） まあ、長く見て2カ月後には結論が出るということですね。そういう形で結論が出るまでは、今の高木保育園の遊具としては動かさないということで、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 先ほど答弁でも申しました今年度中には建屋の部分と敷地地盤調査を終えて、その結果を示したいと思っております。ですから、今後示すまではそのままにしておきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） 高木においては、公民館はありませんよね。高木公民館は下高野公民館に間借り的ななんですよ。公民館がないのは高木校区だけです、分館がないということは。間違いないですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今議員が言われるとおり、高木には分館が、下高野分館を間借りしている状態です。

○11番（沖 徹信君） そしたら、高木保育園の跡地、半分は全然被害は見られないでしょう。半分は非常にひどい被害。ちょうど建物の真ん中辺で20センチの段差がありますけれども、そこら辺は十分把握されていますか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

一番奥の1部屋だけは、今のところは大丈夫と聞いているんですけども、何分内部調査を行っておりませんので、その辺はこういった調査次第だと思っています。

○11番（沖 徹信君） 少なくとも、今の高木保育園を改修してでも、高木公民館そして運動場を、高木には公園もあります。町長、公園にするということは考えられたことはございますか。

○町長（藤木正幸君） はい、検討会議には公園化も入っております。ですから、その公園化も視野に入れながら、検討していきたいと思っています。

○11番（沖 徹信君） 公園化することになれば、あの遊具はそのまましとっていいわけ

ですよ。よろしいですね。公園化しないなら、遊具はもったいない話です。そこら辺ですよ。だから、早く方向性を決めてやってくださいということです。2カ月前には方向性が出るんでしょう。町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今回予算が伴いますので、2カ月前までではなくて、予算を作りまして調査を行い、本年度中に判断したいというふうに行っていきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 本年度中って、もう3年になりますよ。やることの行動力があって、もうちょっと早目にしていかなら、相当手遅れですよ。何から何まで、それで一番いい結果なんですか。することによって、金はどこからか出てきますよ。

それから、今、高木の元の鳥獣保護センターというんですか、あそこから高山に向かったあその畑、そこら辺は耕作放棄地という形で大分あると思いますけれども、あそこら辺に自然を生かした運動公園、そういう考えを、町長、持たれたことはありますか。

○町長（藤木正幸君） あその土地は私自身も町長就任の頃から興味がありましたので、約して4町弱の土地があそこに、近くにあると思います。その中において、どういった企業がいいのか、それとも住宅地がいいのか、町は、今言われたように公園がいいのか、復興計画の中には総合運動公園構想というものも入っております。そういったもので、総合運動公園がいいのか、防災のほうがいいのか、そういったものを勘案していきたいと考えています。

○11番（沖 徹信君） 防災構想をするならば、水害というか、そこら辺の恐れがあるところは常に避けるべきですよ。そこら辺で一番候補地としてはいいんじゃないかと思いますが。そして、あその農道には上水道の本管も通っております。水道はもうバッチリです。そこら辺で、あの土地を生かすような町長の手腕を期待しております。

それから、高木において今までにない何かを町長は推進したいということはあるですか。高木のことをどう思っていますかということです。

○町長（藤木正幸君） 高木のことで一番感じるのはコミュニティができているということです。高木の中には上高野、下高野、甘木、高山と4地区があるわけですが、4地区ともコミュニティができている。今新しい世代が入ってきたとしても、新しい世代がこの地域に溶け込んでいるということが、私たちの調査であります。やはりこのコミュニティを崩さずにやっていけるものをやはり推進していかなければいけないと思っております。ただ、小池高山インターチェンジができた後、やはり土地利用計画という、土地の利用と

いう問題が出てくると思います。企業誘致という部分でも、今いろんな形で企業が進出したいという話も聞いております。その中から、あの地域に合うような企業が来られて、地域とともにコミュニティを作ってあの地域の発展につなげていけたらなと思っております。

○11番（沖 徹信君） 将来において御船町が発展するためには、高木は絶対に必要な資金条件を備えていると思います。そういうことで、御船町と高木がともに共存できるような選択をしていただきたいと思います。

それで、高木に関する質問は終わります。

そして、一般廃棄物ですけども、この前熊日に載ったときに、嘉島の荒木町長が、御船にそういうふうに造りますという発表をされました。そのことに対して、協議会の会長としてどう思われますか。

○町長（藤木正幸君） 荒木町長が発言されたものを新聞に載っていると、これは新聞記者が荒木町長に問い合わせで発言されたということです。なぜ荒木町長の名前が載ったかといったら、協議会の中で最初に荒木町長が発表されたということになりますので、荒木町長に取材が入ったものだと思っております。

○11番（沖 徹信君） いや、それは確かにそうなんです。協議会として発表する前に、今まで藤木町長は、全員協議会等で、今までに発表できるのはこれまでですよ、これまでですよという形で押さえてこられましたけれども、そういう形で、会長でもない方がそういうことをしたということに、会長として、ということは、もう奥名会長から藤木会長にバトンタッチされていたんですか。

○町長（藤木正幸君） 前回の協議会の中でバトンタッチしましたので、現状については、私が協議会の会長となっています。発表に関しましては、単に熊日の取材の問題ですので、取材の方がそういった意図で荒木町長のコメントを載せたかということについては、私は申し受けておりませんけれども、しかしながら、荒木町長が発言されたことは、各首長の総意でございますので、何も問題ないと考えておりました。

○11番（沖 徹信君） まあそれはそれとして、今繰り返してもしょうのないことですが、私も、私はやっぱりああいうことは会長としての発言で載せていただきたかったと思っております。

それで、古閑原・古閑迫に、正式に決まりましたということで、熊日にも載りましたけれども、今度協議会では土地買収とか、そういうことはできないと思うんです。それで、

正式な組合、そこら辺の設立ということは、いつ頃までに組合設立をされる予定でしょうか。

○町長（藤木正幸君） 私からお答えさせていただきたいと思います。

当初の予定では、平成29年4月から新たな組合を新設するということで進んでまいりましたが、しかしながら、協議会の中の第5回協議会において、既存の組合を残したまま新たな組織を設立するという意見がありましたので、組合は候補地のめどがついた段階で、新たな希望の一部事務組合を設立し、新設のまま既存の組合を統合するとなっておりますので、土地の候補地のめどがついた時点で、組合を設立するという話になっておりますので、今後、話のほうから出てくると思っています。

○11番（沖 徹信君） 今、土地のめどはつきましたよね。そして、建設用地の、町長が組合長という形の器というか、それができましたですね。だから、今後いつ組合を作って用地買収にかかるのかということです。

○町長（藤木正幸君） 今後、協議会の中でそういった話が出てくると思います。協議会の中で揉んでいきたいと思っています。

○11番（沖 徹信君） 藤木町長が組合長で、まだ組合はできていないので組合長ではないんですけれども。そうすると、協議会の会長がリーダーシップをとって、早く組合を作って、用地買収を、それから各町村の負担金、そこら辺を早目早目に集めていかないと、熊本市の問題が出てきましたよね。そういう中で、それなら何年間か熊本市にお世話になると、そういうことをやっていたら離脱するところが出るんじゃないですか。

○町長（藤木正幸君） 今回の協議につきましても、協議会の中で話を進めていく問題ではありますけれども、私といたしましては、いち早く組合の設立に向けて頑張ってまいりたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 用地は5ヘクタール弱だったですかね。そこら辺でまた早目に手を打たないと、その地権者の不安が募るわけですよ。そこらももう出発して、もう7年過ぎているんですよ、まあ地震等があったから、7年過ぎたけれど、それは地震のせいで一概に遅れたとは言えない部分もありますけど、しかし、既存の施設は老朽化というのは、もう確実に進んでいるわけですよ。もう先に先にと押してあるだけの余裕がない点まで来ているわけです。ですから、急いでやってくださいということですよ。

それから、今後の見通しというのは、し尿処理場、リサイクルセンター、最終処分場等

4つの基本からなるわけです。これは同時に4つのスタートでなければいけないわけですか。

○町長（藤木正幸君） そのことに関しましては、まだ詳しい、いつ頃どういった形で4つを一緒にしなければいけないとか、一つ一つで造っていくのかというのは、まだ協議段階でありますので、協議会または組合の中で揉んでいきたいと思っています。

○11番（沖 徹信君） すべてのことが今からということはどうするんですか。もう土地の買収をする時点で4つの施設を造るための面積がどれだけ必要だということで、一番最初から青写真はあったわけでしょう。いかがなんですか。

○町長（藤木正幸君） 平成26年度の段階で青写真ある程度、どういったふうにしたいというところはできております。

○11番（沖 徹信君） 青写真ができていけば、それは青写真通りに進んでいかなければ、熊本市がどうのこうのと言ってきたって、それが変わるわけですよ。一番最初の青写真の中でどれだけの、町負担金を取るというのはあったわけでしょう。

○町長（藤木正幸君） 青写真と申しまして、造るための青写真の最初のたたき台ということであります。ですので、これは5町1村が力を合わせて今進んでいるわけで、私の考えで進んでいるわけではありません。青写真は最初の時点ではどれぐらいかかるだろうかと、いうところで、出てきたものだけでありまして、詳しいことは今から協議会で考えていきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 青写真があったから、今から考えるって、もちろんうちはその青写真のもとにおいて買収してたんでしょう。

○町長（藤木正幸君） あくまでも計画段階での青写真であります。予算を出すためにどれぐらいかかるだろうかと、いう部分だけの青写真でありますので、一応それで大体5.5町という広さが出てきました。それに応じた今、土地を決定したところであります。その土地土地で形式も違いますし形態も違いますので、それを勘案して、それからそこにどういったものを建てていくんだということは、今から出てくると思います。

○11番（沖 徹信君） 何もかも今からだったら、町の持ち出し、そこは全然決まっていわけですか。協議会から組合にするためには、金がなければ組合の運営はできないわけでしょう。今の協議会の時点でも、要するに協議会の人件費、そこら辺が今各町から持ち寄って人件費相当の分だけでしょう。それだったら、早くもう候補地が挙がったなら候補地を

買う。だから、各町村幾らぐらいの金を出してくださいという、それは協議会会長の運営方針じゃないんですか。

○町長（藤木正幸君） 運営方針としては今から立てていくためでありますけれども、今土地が決まりました。今度土地の調査に入ります。土地の調査ができて、予算関係が生まれてくると思っています。現在は事務的な予算だけ取っています。その土地の評価額、そしてどれだけの土地をどういった形で買い上げるというのが出たときに、今度は5町1村で按分関係ができると見えています。それから予算となっていきます。

○11番（沖 徹信君） それでは、熊本市の問題はどうなっているのですか。

○町長（藤木正幸君） 熊本市の問題は、熊本市側からこちらに相談があったということで、相談にのるため許可を出したということで、熊本市から相談があった内容をこの間協議会で報告をしたところまでです。ですから、何も変わっておりません。

○11番（沖 徹信君） この前熊本市に委託するならば、5年か10年でもいいですよという事を全員協議会では言われましたよね。それは間違いないでしょうか。

○町長（藤木正幸君） はい、報告があった内容を伝えたところです。訂正でも何でもありません。

○11番（沖 徹信君） ならば、5年、10年、熊本市に持ってきていいですよ。それから持っていてなくてもいいですよということで理解してもいいんですか。

○町長（藤木正幸君） 持ってきてもいい、5年、10年、もう一度そのところをお願いします。

○11番（沖 徹信君） 焼却ごみを熊本市は今度、要するに焼却施設の造り替えというか、改良するわけでしょう。だから、熊本市に持ってきてもいいですよという形だと思うんですけども。そこが5年、10年というところが、意味がわからないんですよ。熊本市としては、こちらが持っていくならば、その分特に維持管理が必要だから、5年で「はい、もうやめます」というのは、ちょっと大変になるんじゃないかと思うんですけども。5年、10年でもいいということなのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） この間言った5年、10年というのは、5年、10年ではという話が出てきたかというのが、ちょっと私には。熊本市からは、一応今度大規模改修をしますので、その間に入れていいですよという話があります。そのところで、私たちと今から今後協議に入っていくというところであります。

○11番（沖 徹信君） いや、私が思うとは、この前の全員協議会では、5年でも10年でも持

ってこられる間は持ってきていいですよから、こっちとして、焼却施設を造るならば、もうそっちにしなはってもよかですよという感じに、私は受けましたけれども。それではおかしいんじゃないかと。熊本市もそれだけの施設を造るなら、ずっと持ってきてもらわにゃ困るし。そういう形にしたときに、6町村でした場合に、離脱する可能性はないんでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今度組合を設立するときに、意思確認があります。その中で、そういったものも踏まえて、5町1村で何がしかの形のあるものを作り上げと思っています。調印式などを、調印関係をすると思います。そういったことで、今現状において、5町1村が一体になってこれができることで、そういったところは確実にそういったことがないように、今後私たち首長間でも話していきたいと思っております。

熊本市の問題は、向こうから報告があっただけです。ですから、今後どういったふうになるかというのは、まだわかりません。それは今後協議会、そして組合そういったところの中で話をしてみたいと思います。

○11番（沖 徹信君） そしたら、熊本市からは問題提起というか、そういうことでも、いいですよという相談があった時点で、6町村では全然まだ検討というか、そのことについての会議はやってないということで理解していいんですか。

○町長（藤木正幸君） 提案は熊本市側からありました。そこで、最初に下した私たちの判断は、「提案を聞いていいですか」ということでした。ですから、事務局で「提案を聞いていいですよ」となりました。今後、提案を聞いた中で、熊本市の考えはこうですよというのが来ました。それをこの間発表したということで、協議はこれからになってまいります。

○11番（沖 徹信君） そしたら、協議会の会長として、そこの熊本市に持っていくということに対しては、どう思われますか。

○町長（藤木正幸君） 協議会の会長としては、ここはお答えできません。あくまでも、5町1村の首長が話し合って、この協議会の決定ということで、私の口から発言するものだと思いますので、即答は控えさせていただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 6町村の、御船町長としてはどうなんですか。

○町長（藤木正幸君） 御船町長として、立場におきまして、このことを申させていただきます。御船町長としたしましては、計画の段階から震災というものがありました。震災がなければ、平成37年かあとできるように一生懸命頑張りますという答えをできますけれども、

今回震災を受けたことによって、町は相当額の負債を抱えた、償還金が出てしまっている。年々どんどん増えていきます。その償還金を抱えた中で、ごみ処理場を造って、今後そのダブルで償還していかんやいかんという部分におきましては、町はその経済状態に耐えられる状況ではないということを思っております。そのことを踏まえて、今後は発言してまいりたいと思います。

○11番（沖 徹信君） それでは、既存のごみ焼却、し尿処理、そこら辺が大分老朽化していると思うんですよ。そこら辺に金を突っ込んで、それは死に金になりますよね。どうせ新施設を造るのであれば、死に金を使うのか、借金してでも生き金にするのか、そこら辺はどう考えられますか。

○町長（藤木正幸君） 死に金、生き金、やはり死に金は使いたくないもので、生き金に生きるように今後考えてまいりたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 今町長が言われたように、平成37年はもう稼働というか、そこら辺だったんですよ。しかし、地震があつて、そこら辺は延びたというのは仕方ないことです。しかし、それで延びた延びたでいけば、絶対死に金を使わなければいけないようになると思うんです。これから先、協議会会長または組合長としての手腕によって、生き金になるか死に金になるかということですよ。町長の指導力が発揮できる一番のチャンスだと思うんです。そこら辺はどう思っていच्छいますか。

○町長（藤木正幸君） ありがとうございます。応援いただいた言葉だと思っております。私の口から、協議会会長としては、平成37年に開所するという事は変えられないと思います。今現在、それをどうするかというのは、今後協議をしていくわけでありますので、今現在ではまだ平成37年から開所することを目標に頑張るということになりますけれども、しかしながら、今熊本市の問題等出てきました。5町1村、ここが一番熊本地震で被災を受けた地域であります。各町村にて本当に財政的に厳しい状況にあります。その中において、生活を支えるのに、このごみの問題は身を切って見逃すわけにはいきません。それだけを真摯に当たってリーダーシップをとってまいりたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 何度も言いますが、やはり平成37年が目標でしたよね。しかし、地震で延びる可能性はあります。しかし、その目標に向かって達成するならばですよ、今も言いましたように、協議会の会長、組合長としての力量が問われて、するためには一日も早く組合設立、それから各町村の負担金の問題、それから用地買収、急いでやってく

ださいよ。でないと、平成37年に運営はできないと思いますけれども。頑張られますか。

○町長（藤木正幸君） 一言で言えば、頑張っていきます。これは各首長、認識的には一緒です。各5町1村の首長が一丸となってまいります。その中において私がリーダーシップをとっていきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 御船町長であり、一般廃棄物の組合長になられるわけですから、ぜひともリーダーシップはとって、私がおったからできたということを後世に残せるような運営をやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（田端幸治君） ここで、午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） はい。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時40分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（田上 忍君） 6番、田上です。先般通告していた内容について質問いたします。

平成28年熊本地震及び豪雨災害において、町の文化財や史跡、また由緒ある記念碑や神社仏閣等も甚大な被害を受けました。その被害の状況、復旧状況、今後の復興計画について質問いたします。

また熊本地震発生以降、自治事務や法定受託事務を処理するために、町は数多くの契約を提携していると考えます。その契約のやり方等について質問いたします。

あとの質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の、1、文化財、史跡等の熊本地震からの復旧についてお答えいたします。

現在、国・県・町が指定している文化財や史跡は29カ所あります。今回の熊本地震及び豪雨災害において被災した文化財は、国登録有形文化財の旧御船区裁判所庁舎をはじめ、15カ所の文化財や史跡が被災しております。

復旧については、国及び熊本県の文化財復旧事業の補助により復旧を行っているところ

です。熊本県重要文化財の八勢目鑑橋は本年3月に復旧が完了しましたが、町指定の文化財や史跡につきましては、順次復旧を行っているところです。すべての文化財や史跡が復旧するまで、今しばらく時間をいただきたいと思います。

また、記念碑等の復旧につきましては、震災の復興基金事業における地域コミュニティ施設等再建支援事業での復旧をお願いしております。

2、契約の方法及び状況について、お答えいたします。初めに、地方自治法では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの4つの方法に限定し、さらに町財務規則等でその事務手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正事項の格を図っているところであります。

次に、本町では町が発注しようとする案件について、地方自治法施行令第187条の2第1項各号のいずれかの規定に該当するか見極めながら、随意契約を行っております。随意契約を行っている主なものとして、道路及び各種施設等の修繕や工事、また建築物の改修工事に伴う設計業務の委託等があります。

次に、本町では御船町工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、入札に参加しようとするものについて必要な資格を審査し、工事の種類、規模等による格付けを行い、その格付けした名簿の中から指名業者を選定することとしております。

随意契約を行うための条件についても、格付けした名簿並びに指名競争入札参加資格申請書をもとに作成した名簿の中から、町が発注しようとする案件の内容、性質及び目的、当該契約の目的に最も適した信用、業務経歴による履行の確実性などを総合的に勘案し指名しているところであります。

その他詳細については、担当課長より答弁させます。

○6番（田上 忍君） では、文化財・史跡等について細かく質問したいと思います。

まず、今いろんな補助金があるということでお聞きしました。その中で、コミュニティ関係の補助があるということでも聞いたんですが、宮部鼎蔵先生の記念碑があるかと思います。これについては、補助金等はどんなですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） お答えします。

宮部鼎蔵の復旧につきましては、あれは顕彰会等で復旧しておりますので、町からの補助金とか国の補助金はありません。各地区から、いろいろな団体からの寄附等をいただかれて復旧をされております。

○6番（田上 忍君） あの記念碑等は町の文化財とか史跡とか、そういうものの指定はされてないのですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 指定はしておりません。

○6番（田上 忍君） あの土地はどこの持ち物なのですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 土地は、あそこは昔からの公園になっていますので、あそこは詳しくは調べておりませんが、多分町の所有だったと思います。

○6番（田上 忍君） 多分では困ります。調べてもらっていいですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） はい、調べます。

○議長（田端幸治君） 後で。

○6番（田上 忍君） では、続けて、まだどこの土地かわからんなら、先に進めないのも、ここについては置いておきます。

もう1つ、松崎慊堂の記念碑がありますが、これについて、土地とこのものの自体はどうなっていますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 松崎慊堂の土地につきましては、町の所有ではありますが、寄附をいただいております。その時期については、平成8年5月に所有が町に寄附をいただいて現在になっています。

○6番（田上 忍君） それで、今答えられたのは、土地も記念碑も両方ともということではないですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 記念碑につきましては、当初、あれは昭和12年に、その地域の方の顕彰会で建てていらっしゃいますので、寄附を見えますと昭和12年に作っておりますので、そのときそれを町に寄贈されたという感じでは、普通記念碑につきましては、その地域の方が地域の先人の方を祀るという形で記念碑を、顕彰会とか作られて建てられますので、それにつきましては、もともと地元で管理をしていただいているという形が現状です。

○6番（田上 忍君） それは基本的には聞いていればわかりますが、松崎慊堂先生の顕彰会とかあるんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 町の、松崎慊堂先生の記念碑があるところに、日向往還関連事業期成会という形で碑文を書いてあるのがあります。その中に松崎慊堂先生顕彰会においてそれを引継がれたという形で書いてありますので、今は特にないかと思うのですが、

それを書かれたのが日向往還関連事業期成会ではないかなということで思いますけれども、そこまで詳しくは調べておりません。

○6番（田上 忍君） 私もわからないのですが、その日向往還期成会というのは、どういう団体か知っていますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） その日向往還関連事業期成会という形で、石文を書かれた谷住先生は、今、どんぐりの木とか、いろいろ木倉に建てていらっしゃいますが、そういったのをずっと、もともと木倉のほうをそういった形でされていた方、そういった団体だと思います。

○6番（田上 忍君） 今言われた記念碑、確かにありますが、それは最近建てられたものなんです。そのときに、その前の、松崎慊堂顕彰会というのを引き継がれたという、僕はないとは思っているんですが。本当に引き継がれているみたいに。

○社会教育課長（宮川一幸君） もともとは木倉の先人を、こういった形で地元の方でこういった守られていると。また、松崎先生の顕彰会によって建ててという形で、石文にも書いてありましたので、それをこちらは信じているところです。

○6番（田上 忍君） 結局、文化した判断ですね、結局そうだと思うんですが。今からの補助等に質問させてもらいますけれども、最終的に言いたいのは、今こういった松崎慊堂先生の記念碑というか、顕彰碑が今倒れている状態です。これをどうやって修復するか、地元の方も悩まれている、教育委員会にも相談があっているんです。これについては、補助金等はどうなりますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 記念碑等につきましては、各地域で復旧をしていただいております。先ほど町長の答弁の中にありましたように、コミュニティ施設の復興基金、地震の災害の復興基金の中で、地域コミュニティ施設等再建支援事業という形で、2分の1の補助を復興基金でいただいて、あとは半分を地元で復旧していただいているというのが現状です。

○6番（田上 忍君） 今地元でと言われましたけれども、その地元が、先ほどの説明だと、今建っているのは北木倉だと思うんですけど、谷住さんあたりでそうって何か書かれて建てられたというのであれば、木倉全体になってくるのかなと感じたところです。

今、土地は町のだと聞きました。町の土地にそれが建っていて、どうして、土地は町でそういう記念碑等は地元のものと。ほかのもやっぱりこういうふうになっているのですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 地元で、こういった記念碑等につきましてはいろいろ顕彰碑とか、建っているところもあります。もともとこの顕彰碑という形で記念碑とかは地元の方で、やはりそのときにその地域の偉人とか、そういったのを祀りという形で、当初建設のときについては、地域で寄附を募って建てられているというのが現状なので、それにつきましては、もともとそういった維持管理につきましては、町では一切補助等はしておりませんので、あとの管理、こういった管理につきましても、今回は地震というのがありましたので、補助2分の1の復興基金があるんですが、従来でしたら地元で寄附を募って修理をしていただくというのが現状です。

○6番（田上 忍君） 従来と言われていましたけど、今後はその可能性があると見ていいんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） この場では「はい」とは言えません。なかなか町としても、復興とか、そちらにも重点を置いていますので、今のところは、町の史跡等はなかなか復旧ができない現状にあります。少しずつしていきたいとは思っているんですが、なかなか難しいところがありますので、そういった地域で建てられたものにつきましては、こういった復興基金のある間に少しでもそれをいただきながら、復旧をしていただければ幸いかなと思います。

○6番（田上 忍君） では、実際に地元で今半分負担して修復をしているという御意見でした。ところが、その後また業者の方に見てもらうと、記念碑自体もひび割れが、もしかしたら数年で、あるいはすぐに、割れるかもしれないと。そうなった場合、また追加で予算が発生する。こういうふうになった場合ですが、最初その半分の補助を受けて、また次にもう1回補助を受けられるんですか。その追加分です。

○社会教育課長（宮川一幸君） その修復については、復興基金で対応はできます。

○6番（田上 忍君） 取りあえずわかりました。これについても、修復になるとかなりなお金がかかってきます。できる限り、次の全額を負担してもらえようなことができればと思っています。

では、それを。

○社会教育課長（宮川一幸君） 先ほどの鼎春園の土地の所有の件ですが、それは御船町です。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。結局は、松崎記念碑と同じということですね。

○社会教育課長（宮川一幸君） はい。

○6番（田上 忍君） そして、修復については、すべて地元でやられたと。今の率でいきますと、半額は補助が出るということですが、地元で例えば今から申請しても、その補助というのは出るのですか

○社会教育課長（宮川一幸君） 先行された場合は、後で申請していただければ対応は可能と。これは対応可能です。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。それでは地元の方もきっと喜ばれると思います。かなりな金額がかかっているのです。それから半分は返ってくるからですね、今後いろんなことに使えるのではないかと思います。

それからあと、神社仏閣についても、これも補助金はあるということによろしかったですね。神社仏閣です。例えば、神社の鳥居が壊れたとか、あと建物が壊れたとか、そのような場合に。

○社会教育課長（宮川一幸君） 神社につきましては、専用のそこを管理する住職等がいらっしゃるところについては、復興基金の対応にはなりません。そこが地域の方で、そこを管理している、掃除とか、いろいろ管理しているところだったら、地域のコミュニティ施設という形で対応できるんですが、そこにもし神主等がいらっしゃる場合は、それについては、もう対象にはならないという形になります。

○6番（田上 忍君） 今の条件は、神主がいるかないかということですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 正式な言葉でいうと、専任の施設の管理者が常駐せず、自らが該当地域、各集落の住民が交代で維持管理をする施設であることという形になっております。

○6番（田上 忍君） わかりました。難しいので、個別に相談に行きなさいと伝えておきます。

文化財等については以上にしまして、もう1つ、すみません、先ほど町長の答弁で、修復まで今しばらくとあったんですけど、今しばらくとはいつまでのことですか。・・1年後ですか、2年後ですか、10年度ですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今しばらくという形であったんですが、一応今のところなかなか時間がかかるので、5年か10年時間をいただきたいという形で思っております。

○6番（田上 忍君） 5年から10年というのは結構先で、とにかく早目に修復できることを祈っております。

では続いて、契約関係にいきたいと思いますが。先ほど、今4つの種類の契約方式があるということで聞きました。またその中で、御船町でも格付けとかランク付けしているということでありましたけど、特に土木と建築で教えてもらいたいんですが。3つのランク付けされていたと思うのですが、何・・・ランク付けぐらいあるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 土木については、A、B、Cと3つの格付けを考えております。

A業者が6業者、すみません、BとCの数が、今正確に記憶しておりません。A業者の数だけは6業者。BとCが数社ずつということで、明確な数字までは記憶しておりません。

○6番（田上 忍君） 建築はいいですか。

○総務課長（吉本敏治君） 建築につきましては、業者数が限られておりまして、格付けは行っておりません。Aランク、Bランクとか、そういう格付けは行っておりません。

○6番（田上 忍君） すみません、土木については、B、Cの数値は教えてもらっていいですか。後でいいです。

その中で、あと指名競争入札とか随意契約とか、いろいろ契約をしておられますが、町として把握してないのでわからないんですけれども、仕事を取って、そのまま下請けに回したりとか、そういうのもあるんですか。わかっていたら教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 公共工事を受注された方が下請けを使う場合には、町に下請けの通知書が必ず出てきます。建設業法26条の中に、受注者は一括して下請けに出してはならない。また、下請けを受けるものは一括して受けてはならないという規定がございます。指名通知の中の工種それからそれぞれの金額をもとに、確認をしたところで、下請けの通知を受け取っているという現状であります。

○6番（田上 忍君） 私はよくわからないんですが、一括というのはよくわかります。では、どこまでというか、何を、その分岐点といいますか、具体的にはどうなんですか。何を自分のところでやって、あとを任せるか、その辺が何かわかれば。

○建設課長（野口壮一君） この工事の中で、やはり主たる工事が設計書の中に盛り込まれている中で、いわゆる元請の主任技術者、それから現場代理人等が、必ず監理をしてくださいということがうたわれております。その下請禁止の中にも、誰がそこに技術者として配置がなされるかというものを判断するということです。

○6番（田上 忍君） そうですね、契約の種類の中で、指名競争入札、一般競争入札とありますが、御船町は今は指名競争入札だけと、さっき言われましたが、一般競争入札を

やらない理由とか、またどうして指名競争入札だけなのか、その辺を伺いたいのですが。

○総務課長（吉本敏治君） 法令上は、一般競争入札が原則とされています。ですから、そういう意味でいいますと、その他の契約方法については例外ということになっておるんですけれども、先ほども少し出ましたけれども、御船町内の各業者が建築や土木といろんな業者がたくさんいらっしゃいます。1つについては、そういった地元の業者を優先的に使いたいというのが1つあります。一般競争入札のやり方につきましては、いったんどういった工事をやりますからということで、公告をする必要があります。その中に、いろんな資格も規定する必要があります。ですから、いったん公告をして、公募をして、それから応募してくる業者がいます。その中で、ちゃんとこちらから指定しているとおりの資格等があるのか、そういった審査を行う必要がありますので、今やっている指名競争入札に比べると、その分手間暇がかかると。結果として、工事の発注が遅れるという懸念があるわけです。

ですから、そういったこともあって、以前から御船町においては、指名競争入札というやり方が主流になっていると、こういう状況であります。

○6番（田上 忍君） 今大体わかりましたけれども、指名競争入札をすれば、昔からいろいろ言われています。地元の業者を育てるとか、そういう意味であれば、やはり御船町の業者にやってもらいたいという意味では、指名競争入札、そういう意味もあるのかなと思っております。

あと、随意契約ですけれども、随意契約については、この辺はどういう条件というか、その辺をもうちょっと具体的に教えてください。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほど町長の答弁にもありましたけれども、この随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2にそれぞれ規定をされております。まず、一定の金額未満の契約を行っていく・・・、あるいは目的が競争入札に適さないということ、あるいはシルバー人材センター等、あるいは障害者支援施設、そういったものと契約を行う場合、緊急の必要により競争入札に付することができないもの、競争入札に付することが不利と認められるようなもの、そういったものが、この167条の2の中に1号から9号まで定められております。それに従って、随意契約を行うということになります。

○6番（田上 忍君） 今のは規定を言われたただけであって、そうやったあり方も言っていたきたいんですが、今回御船町でもそれに則ってやっているということによろしいんです

ね。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そういうことになります。

○6番（田上 忍君） では、あと熊本地震以降で構わないんですが、この随意契約の件数を教えてほしいと言っていたと思うんですが。年度ごとに。

○総務課長（吉本敏治君） まず、熊本地震が発生しました平成28年度で申しますと、636件、それから、平成29年度、昨年度が527件と、こちらで確認をした件数がそういった件数です。

○6番（田上 忍君） これは、地震前に比べたらかなり多くなっていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 地震前は、正確な数字は把握しておりませんが、地震が発生した年度が636件、その次の年度が527件で100件は減っております。これは、地震の影響がいずれの年度もあったものと考えますので、これ以前の年度については、これよりもかなり少なかったものと思っております。

○6番（田上 忍君） あと、この熊本地震以降の支払率が、金額等の比較的大きいものを教えてもらっていいですか。

○総務課長（吉本敏治君） かなりの件数がありますので、ちょっと詳細には見ておりませんが、1,000万円を超えている契約が何件かあります。町営住宅の中原団地災害復旧事業の実施設計委託費、それから町営住宅の妙見坂・辻・玉虫団地、これが1,400～1,500万円です。大きなものとしては、そういったものになるかと思われます。

○6番（田上 忍君） 今、これではさっき言われましたですけど、それは工事ですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは設計の委託費になります。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

あと、この随意契約の件数、結構の数があったんですが、こういうものというのは、情報公開はされていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 随意契約そのものについては、町のホームページ等での公表は行っておりませんでした。

○6番（田上 忍君） おりませんでしたということは、これからやるということでもいいんですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、国の法律にも規定されている部分がありますので、今後は、ただこれが、随意契約については、各課で決裁をとって、企画財政課長や総務課長に回ってくる部分もありますけれども、総務課で一括して管理ができていなかったというこ

ともあります。工事はおおむね総務課の管理係で入札の事務等行っておりますので、公共工事の契約については、それで公表を行っているところですが、各課で終わっているという部分もありましたので、その部分は今後できるだけ情報の一元化を図りながら、公共工事等の公表と併せて行っていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

あと、私はこういったホームページ等で、情報公開になってなかったものですから、情報公開をお願いして、ちょっと4件ほどいただいたところです。その中で、今総務課長が言われたように、町営住宅の件での設計の随意契約の理由書ということでいただきました。この中を見ると、まず、町営住宅の設計業務、頼むに当たって、まず緊急に、地震直後に下記企業というか、企業に依頼して現地調査を実施したとあります。このとき、町から依頼されたと思うんですけど、いつ何時頃依頼されたのですか。そしていつ来てもらったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 2つほど確認ですけど、どこの実施設計の分に当たる分でしょうか。

○6番（田上 忍君） 町営住宅の妙見坂・辻・玉虫団地、それから中原団地もそうですね。はい。

○建設課長（野口壮一君） 妙見坂・辻・玉虫団地災害復旧事業等実施設計業務委託、この分については、熊本地震後に、家屋の被害が、中に入って具体的に、（クタイ）が本当に修復できる部分があるのかというのを見てもらう、被災度の判定というものをまずやっていただいた後に、平成28年9月26日から29年4月28日にも、交付金において、実施設計の部分の委託をしています。

このもちろん災害復旧をする際に、災害査定を受けなければならないということで、その辺の緊急性があったところで依頼をしていると、委託を出しているという形です。

○6番（田上 忍君） そうではなくて、熊本地震直後に見に来てくださいと言ってまず町がお願いした。だから、そういつてお願いした時間と、日にちと時間、それと、そのときまず応急的に、もうすぐに見に来てくれたと思うんですよ、それはいつ来てくれたか、それを聞いているんです。

○建設課長（野口壮一君） 請け負った業者あたりの聞き取りもしております。請け負った業者から4月15日です。前震があった後に、午後10時ぐらいに、町の建設課から住宅を見て

もらえないですかということで依頼をした経緯があります。

○6番（田上 忍君） いつ来てくれた。

○建設課長（野口壮一君） いつ来られたというのは、申し訳ありませんが、私のほうでは把握ができておりません。

○6番（田上 忍君） 全体で把握しているんですか。そういうのを教えてください。あとはいいです。ちょっとこれを見てもらって、ちょっと重要な点です。

それから、あとこの理由書の中に、県内の建築構造の専門業者で経験と信頼があるとあります。これについて、具体的に教えてもらっていいですか。

○建設課長（野口壮一君） 請け負われている業者の資格の中に、もちろん1級建築士、それから1級建築施工管理技士、それから応急危険度判定の資格もお持ちという、そういう資格を見たところでの判断だったと思います。

○6番（田上 忍君） そこに経験とありますけど、御船からその業者には過去に何件くらい発注しているんですか。

○建設課長（野口壮一君） 建物審査会の発注件数については、この時点では把握はできておりません。

○6番（田上 忍君） でも、ここに理由書を書くときに経験ということは、どれぐらい発注したか、そういうのがあるから、こういう理由書を書かれたのではないですか。この4枚とも、そのことを書いてありますよ。違いますか。

○建設課長（野口壮一君） 受注された業者におかれましても、町への指名審査願書が出ております。その中での申請の中でも、これまでの実績がどういうところをやっているかというのは、添付資料の中にも入っておりますので、そこを確認した上での判断だったと思います。

○6番（田上 忍君） やはりいくら地震があっても、どうだこうだと言うんですね。ちゃんとこの辺は担当の方は把握されて出しているんでしょう。だからちゃんとこれは文書で書いていますよ、経験があるというのは。どれぐらいの経験があるのか。普通だったらそうじゃないですか。町長どうですか。

○町長（藤木正幸君） この方は、御船町の工事入札参加資格審査で協議する中でちゃんと提出をされています。その中において、町が認めてこの中に書いていらっしゃる。やはり経験というものをそこに書いてありますが、それを基準にして県が判断したと思っています。

○6番（田上 忍君） その中に書いてあるのは、何件、どういう工事というか、設計とか、そういうことをやったということが書いてあるわけですけど、何件ぐらい書いてあるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 指名審査願いのほうで確認をしなければならないところなんです、受注された方の資格を先ほど言いましたけど、平成17年に大学を卒業されて、それから、この設計分野に、建築の設計分野に入られているというのも、1つの大きい要因ではなかったかなと思います。

○6番（田上 忍君） 今は社長のことでなくて言うんですけど、これは、個人ではなくて、その企業に出している。出しているわけですね。だから、その企業がどんな影響を受けたか、そういうことではないんですか。まあ、いつももう出ないことなので、ここは打ち切りにしたいと思います。

あと、これは平成28年9月に出ている妙見坂及び玉虫団地の件については、早急な設計業務を行っていますとありますが、このとき早急というのは、いつ頃までと考えていたんですか。

○建設課長（野口壮一君） この妙見坂地域、玉虫団地におきましては、緊急の復旧によるということで、それと災害関連の時期というのを確認してはいないんですが、この査定時期に合わせたところで緊急性により、重点式によりほか、しているということだと思います。

○6番（田上 忍君） 町長とか、そのほか随意契約理由書はお持ちですか。

○建設課長（野口壮一君） 随意契約理由書は今手元に持っております。

○6番（田上 忍君） 私が今日質問するから、ここであると思って来たんでしょう。この中に、早急な設計業務と書いてあるです。この早急という、ここをさっき聞いたのです。

○建設課長（野口壮一君） 早急といいますか、まず妙見坂・辻・玉虫団地の理由書の中にも、緊急の必要によりということで、この第5号により随意契約を締結している。これはなぜかという、先ほども申しましたように、時期はちょっと調べていませんけど、災害査定に間に合わせるために、随契により委託をしているということだと思います。

○6番（田上 忍君） では、この3団地はこれで委託しました。中原団地の委託なんですけど。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地につきましては、被災がかなり大きかったということで、震災直後に、議会の中でも残していくのかどうかという判断が、かなり期間があったと思

います。そういう意味で、この中原団地については、同時には発注出していないという経緯であります。

○6番（田上 忍君） 時間がかかったかもしれんけど、中原団地が出たのはいつですか。かなり後ですかね。

では、次のやつにも書いてありますが、最初に、地震直後に見てきてもらったと。だから、いろんな業務というか、作業が、調査ができるから、早くできていたと。それとあと経費もかかっただろうということで、この理由書に書いてあります。著しく有利な価格で契約を締結することができるかとあるんですが、これはどれぐらいかかって違うんですかね。普通の業者というか、これを見に来てもらわなかったところに頼んだのと、こうやって見に来てもらった人に頼んだのと。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地の実施設計業務におきまして、通常でしたら今入札というのは99%ぐらいで推移しているところなんですけど、当時のこの中原団地の実施設計業務についても、契約として88.4%で契約がされております。

○6番（田上 忍君） 今のは比較を言っているんですか。

○建設課長（野口壮一君） えっ。

○6番（田上 忍君） 比較の差が、どんだけ違うか、金額。

では、金額はいいですよ。金額はさておいて、落札率には99%と88%という意味合いで取っていいんですか。

○建設課長（野口壮一君） それでいいと思います。

○6番（田上 忍君） いいと思いますじゃいかんでしょ。

○建設課長（野口壮一君） それでよろしいです。

○6番（田上 忍君） 最初からそう言ってください。

それから、あとこうやって、著しく有利な価格というのが、書いてあります。それだけ88%、まあ99%がいいとは言いませんけれども、10%ぐらいは省略できるということで、安かったと見てよろしいですよ。

あと、これは中原団地です。当施設の改修に関する識見、あと高度な技術に関して、多大な資格を有しているとありますが、これはどういう意味ですか。もうちょっと具体的に教えてもらっていいですか。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地につきましては、先ほど言いましたように、4月15日の

夜の10時ぐらいに建設課から、まず応急危険度判定の依頼をしております。その中で、全棟調査をしていただいた。その分に係る部分はボランティアでされていると。この応急危険度判定の中に、棟ごとのシートをちゃんと作られていたということで、その辺、当該施設の改修に、内容を熟知されていると。高度な技術というのは、先ほどの資格等のものを判断して契約に生かしているということです。

○6番（田上 忍君） 高度というのは、町はどういう判断をするんですか。どこで判断するんですか。これは、町長にお聞きします。

○町長（藤木正幸君） 資格をちゃんと受けていらっしゃるということです。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。大体説明はよくわかりました。この随意契約の理由書の内容についてはですね。これについて、どうのこうの言うつもりはありません。弁解でも続ければ、いろいろ私も言われたところがあります。だから、はっきりしたいところは、今日はあの最初の2件を発注した・・。そしてまた、ちょっとほかのもありますので。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほどの町内の業者の格付けの件についてお尋ねがありました。先ほど、私はAクラス6社と申しましたけれども、すみません、正確には7社です。Aクラスが7社、Bクラスが8社、Cクラスも8社ということになります。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

では、時間があるのでもうちょっとです。実はこの間から勉強で私を含め、全議員資料をもらいました。その中で契約関係での考え方が、ちょっとこんな考え方が・・。まず、最初の玉虫団地ですか、これは現場事務所の設置ですけど、これは同じ業者が幾つ取っても、やっぱり3つ取らなきゃいけないんですかね。これは契約書に書かれているんですよ。

○建設課長（野口壮一君） 玉虫団地の復旧工事の中で、同一事業者が3本の工事を受注されたということで、共通仮設費の中にこの現場事務所の設置についても、積算上はこの中に含まれていますよということになっております。これを設置する、設置しないというのは、施工業者が、自分の事務所が近かったりすれば設置しないこともあり得るということです。必ずしもこれは義務ということではありません。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。それだったら、ある議員が何か全協か何かされたことと同じだったですね。

それとあと、中原団地、これについては、現場事務所はどうなっているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 現在、中原団地でも復旧が行われている中で、今でも現場事務所を構えられているところはありませんけど、簡易的なプレハブをもって、休憩場所等にされているところが一部見受けられるという状態です。

○6番（田上 忍君） こういう現場事務所の設置とか近くのところとか、そういうのが今あったんですけど、こういうのを作っているか作ってないか、そこでやっているかというのを管理するのはどこですか。町ですか。

○建設課長（野口壮一君） これは、先ほども言いましたように、共通仮設費の中では、率の中に含まれていますよという積算の内容になっているんですけど、あくまでも、この請負受注業者が必要であれば、現場事務所を構えるというか、ものになりますので、確認をするというのは、この確認が必須というわけでもありません。

○6番（田上 忍君） 確認ができてないということは、何かちょっと悪い言葉でいうとどうでもいいってことですか。

○建設課長（野口壮一君） 極端な話、この発注された場所と事務所が近い場合においては、事務所で兼ねても、それは何ら支障がないということになっております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

あともう1つ、入札に関してです。何か、ある会社の社長から「順番があります」と言われたと、言われたんですよ。これは談合そのものではないでしょうかと。こういう質問が来ていますが、町長はどう思われますか。

○町長（藤木正幸君） 私はそう思っておりません。

○6番（田上 忍君） すみません、もう1回はっきり、よく聞こえませんでした。

○町長（藤木正幸君） はい。私どもは存じておりません。

○6番（田上 忍君） もし、行われていたらどうだと思いますか。

○町長（藤木正幸君） 確認の問題ですので、私は発言を控えさせていただきます。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。後で何か出てきたときには、ちゃんと答えてほしいなと思います。

あと、これも仮定の問題になるかもしれませんが、熊本地震及び水害での災害復興では、何か都合のよい談合が業者間で行われていたと書いてあります。自分本位ことでやって、Aクラスの方がいいとこ取って、残りをBクラスに回しているという、こんなことも書いてあります。この記事を読まれたら・・・。

○町長（藤木正幸君） 反問。

○議長（田端幸治君） 藤木町長。

○町長（藤木正幸君） 今の質問の、今後は根拠、そういったものをお示しいただきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） はい。私は、この間全協で配られた資料をもとに、ここに書いてあるから聞いたんです。だから、これは業者の方がそんなことを言っているから、もしかしたらあるかもしれません。

○総務課長（吉本敏治君） 契約担当課としてお話をさせていただきますと、今お持ちの資料の当該事業所にこの前面談をしまして、そのときの状況の話を聞かせていただきました。確かに談合という言葉が出てまいりましたので、この談合を特定できるような具体的な情報があつたらお示してくださいということで、我々としましても、談合情報を得たときは、御船町談合処理要領というものを定めております。その処理要領に基づいて、事務を処理していくということとしております。

最終的に、極めて信憑性の高い談合情報であつたと特定できる資料であつたら、結果的に我々としては警察あるいは公正取引委員会、そういったところへ報告する義務がありますので、一応話を聞かせていただきましたけれども、そういった具体的なものについては、何のお示しもなかったということであります。

○6番（田上 忍君） 今日、契約関係でいろいろ質問しました。ともかく、この中で一番多かったのは、高額な契約が随意契約で行われている。これは本当にそれでいいのかと。急がなければいけないものもあるかもしれない。でもやっぱり、後からいろいろ言われるのであれば、言われないようにするためには、やはりちゃんと入札をする、そういうのでやるべきではないかと。

そして今回、たしかこの4件については、単独随契だったですね。

○建設課長（野口壮一君） 今回の4件については、単独随契なんですけど、冒頭の町長の答弁にありましたように、随意契約では、指名願いを出されているところからの契約ということになります。御船町において、一番、町内でも、当該受注業者がおられたということで、随契の手続きをとっていたということになります。

○6番（田上 忍君） では、今指名願いが出ているところと言われました。では、設計担当で指名が出ているのは何社あるのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 指名願いが出ている件数をお尋ねだと思うのですが、業種としてはどういったものですか。

○6番（田上 忍君） 設計業務です。

○総務課長（吉本敏治君） 設計業務でしたら、県内の、これは元請となろうとするところは指名願いを出すようになっていきます。公共事業を受注したいというところについては、基本的に指名願いを出してくださいということになっていきますので。

これは、設計業者等言えば、かなりの数になると思います。正確な数字までは把握できておりません。

○6番（田上 忍君） では、御船町はかなりの業者の方が指名願いを出していると認識していいんですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そのとおりです。

○6番（田上 忍君） では、御船町の業者の方は何件あるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 町内、以前は、その業者が御船町に住所を置いておられたと思います。今現在は、熊本市に住所を移しておられます。結果的には、町内には設計業者等、指名願いを出しておられるところはありません。事業所としては1社、営業所、そこは確認しなければわかりませんが、以前は確かに御船町内で登録をされておったと思います。しかし、今現在は熊本市に住所は変えておられます。そう思っております。

○6番（田上 忍君） 今、総務課長が言われましたが、しかし営業所があるならよかったと思いますが。だって、その随意契約理由書の中の下記業者というところの中には、御船町の住所が書いてあります。確かに御船町でしょう。違いますか。

○総務課長（吉本敏治君） 私が申し上げましたのは、指名願いそのものの申請者の住所ということで申し上げました。

○6番（田上 忍君） わかりました。さっき、野口課長は御船町の業者にお願いしたとありました。では、ちょっと難しいことは置いといて、野口課長が言われたような、御船町の業者といえば、何社ですか。

○総務課長（吉本敏治君） 設計業務については、町内に住所を有しているというのはゼロです。設計業者についてはゼロです。

○6番（田上 忍君） 一応設計業者はゼロとありますけれども、ではどういうことで、随意契約理由書には、御船町の住所が書いてあるのでしょうか。ちょっとよくわかりませんけ

れども。

○総務課長（吉本敏治君） その業者の本社が熊本市で、営業所の住所が御船町ということで

す。

○6番（田上 忍君） 何かよくわからないんですが。聞いてもわからないですから、進みます。取りあえずそこはあんまり重要視することではありませんからいいんですけど。

とにかく最後に言いたいのは、さっきもちよつと言いましたが、随意契約、大きな金額というものは、やはり公平性というか、誰が見てもおかしくないような、こういったものを町として私はやるべきだと思います。ですから、今までホームページの中で公開しなかったというのであれば、とにかくこういう大きなものだけでもホームページで公開するか、こうやって緊急性があったからこうやって頼んだよとか、そういうのを出していってもらえればと思います。もっと情報公開してもらえれば、誰も何も言わないと思います。

ということで、私の一般質問は終わります。

○5番（福永 啓君） 被災者の生活再建について及び都市計画等、地震後の町のあり方について質問いたします。

御船町に未曾有の被害が生じました熊本地震が発生し早2年が過ぎました。道路等復旧も進み、地震の傷跡は表向き目立たなくなっていますが、中山間地の農地をはじめ、今から復旧を進めていく部分も多々あります。復旧はいまだ道半ばの状態です。今後復旧を加速し、御船町が創造的復興をなし遂げるためには、緊急かつ重大な大きな課題が幾つかありますが、その1つが仮設住宅です。みなし仮設住宅にお住まいの方々、また在宅で避難生活を続けていらっしゃるの方々など、被災者の方々の生活再建であることは言うまでもありません。被災者の方々の現状はどうなっているのか、生活再建を果たしていただくための課題は何か。これらの課題に町としてどう対応するのか、お聞きします。

また、御船町都市計画マスタープランが策定されてから15年経ちますが、昨今の土地開発及び熊本地震を経て町の姿も随分変わりました。大型商業施設誘致を含め、御船町の創造的復興をなし遂げるためには、地震後の町のあり方の基本計画でもあります都市計画マスタープランの改訂が急務であると思います。このことは再々議会でも議論されたところであります。

今議会におきまして、都市計画マスタープラン改定に関する予算が計上されましたが、用途指定見直し、下水道全体計画や公共交通網再編を含め、どのような観点でどのように

都市計画を見直すのかお聞きします。

個別の質問は質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の質問、1、被災者の生活再建について、お答えいたします。

熊本地震後、災害、建設型仮設住宅に419戸、1,096人、みなし仮設住宅に384戸、997人、計803戸に2,093人の方が避難生活を送られていましたが、平成30年5月末まで、建設型仮設住宅120戸、335人、みなし仮設132戸、366人、計252戸、701人の方々が生活再建され、退出をされています。

平成30年5月末現在、建設型仮設住宅330戸、814人、みなし仮設住宅274戸、685人、計604戸、1,499人の方がいまだに仮設住宅での生活を余儀なくされています。仮設住宅は一応2年間となっており、建設型仮設住宅では、平成30年6月から11月にかけて、みなし仮設住宅では、平成30年4月から順次供用期間の満了を迎えています。供用期間内に建設型住宅及びみなし仮設を退居される世帯は、おおよそ100軒程度と予想しています。

次に、在宅避難者につきましては、軒先避難者として8件を把握しており、地域支え合いセンターによる定期的な訪問を実施し、状況把握を行っています。その他、地域支え合いセンターの取り組みとして、平成30年3月までに民生委員と連携し、町内全世帯の訪問を実施しました。生活支援が必要な世帯については、福祉課、健康づくり支援課及び社会福祉協議会などと情報を共有し支援しています。

安全な恒久住宅への移行を促進するための課題につきましては、災害公営住宅の早期建設、木造仮設住宅の利活用等が挙げられます。課題解決について、災害公営住宅につきましては、整備計画戸数100戸を予定していますが、まずは木造仮設住宅の残存戸数等の調整により、地域性を考慮した整備に努める必要があります。

また最近では、被災家屋の滅失、連帯保証人や敷金の取り扱いなど、災害公営住宅への入居要件緩和が問われている状況です。被災者の再建を加速する上で、関係自治体との調整を図っていくことが必要となっています。

また、仮設団地では、近隣とのトラブルや生活支援が必要な発達障害者や精神障害、認知症などの要援護者が存在しています。被災者支援担当者会議等を通じ対応を検討、支援しています。被災者の恒久住宅へのスムーズな移行のため、熊本県住まい対策室社会福祉係、包括支援センター復興推進係、住宅係、御船町地域支え合いセンターが連携し、再建に向けて、個別の状況を把握し、共に必要な支援の洗い出しを行っています。今後、個別

に質問し、その人の必要な支援を行っていく予定としております。

2、都市計画等、地震後の町のあり方についてお答えいたします。

現在の都市計画マスタープランは、平成15年3月に策定し、既に15年以上が経過しています。その間に、国道443号、445号が開通し始め、都市計画シンボルロード線や小池高山インターチェンジの供用開始もあり、インフラ状況が大きく変化しています。そのため、土地利用の可能性や需要が高まる一方で、人口減少や産業構造の変化を起因とする社会変化が起きているため、早急な計画の見直しが必要となっています。

昨年度、おおむね5年ごとに実施しました都市計画基礎調査において、人口、産業、土地利用、交通などの現状及び将来の見通し等を把握しました。本年度、その調査結果を解析を実施し、現行の用途地域の見直しを行います。さらに、現状としては、御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジ周辺等の活用ができていないということも観点に入れながら、検討してまいります。

また、平成28年4月に発生した熊本地震により甚大な被害に見舞われた本町では、早急な復旧・復興を目指す中で、震災前よりも発展を遂げた創造的復興が求められており、これらの土地利用の基点を踏まえるとともに、住民の意見を取り入れた町マスタープラン改正及び用地・用途地域の見直しを考えています。

次に、下水道整備について。将来にわたって快適で住みやすいまちづくりを進める上で、家庭等の水質悪化が懸念されるため、これを改善する下水道は生活基盤施設として不可欠です。そこで、下水道事業の整備を行うための話は、御船町下水道等整備基本構想に基づいて、長期的な視点から検討を行い、計画的、効率的に整備を進めてまいります。

公共交通網の整備については、御船町人口ビジョンでは、2025年に65歳以上の人口の割合がピークを迎えます。65歳以上の人口が増えるということは、将来自家用車の運転ができなくなる住民の増加が予想され、運転ができない住民の移動手段を確保するための公共交通網の整備は、将来に向けた町の課題であります。

御船町において、交通弱者の救済という観点から、公共交通網を整備していく必要があると考えます。課題を解決するには、バス路線の増、デマンドタクシーの導入、自家用有償運送など、さまざまな機関が考えられますが、的確にニーズを把握した上で、町の財政負担を考慮しながら進めていく必要があると考えます。

その他詳細については、担当課長より答弁させます。

○5番（福永 啓君） まず、既に1番、ピーク時には700人ですね、生活再建を果たされ、みなし仮設及び仮設住宅から転居されている確認等があったんですが、どのような住宅に戻られたのか。その方が取られたのかということです。自宅を再建されたのか、それからアパートに行かれたのか、県外に出られたのか、そのあたりの状況をお聞かせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

既に退所された世帯の再建先で、最も多かったのは自宅再建で、建設型仮設住宅は109件、みなし仮設住宅は101件となっています。次に多いのが民間賃貸住宅の再建で、建設型仮設住宅は5件、みなし仮設住宅は15件となっております。仮設供用期間内に退居予定の方については、建設型仮設住宅は、自宅再建が大半を占めている状況になっており、みなし仮設住宅は自宅再建と民間の賃貸住宅が多くを占めております。

また、すべての方が震災前の場所に戻ったわけではありません。新たな場所に再建された方もいらっしゃいます。

○5番（福永 啓君） それでは、今既に一応生活再建を果たされた方についての状況だったんですが、今後、1年を延長せざるを得ず、1年で済まないとは思っています。現在のみなし及び仮設を取られた方々、その方々は、どのようなお住まいについての住まいだったのか。またその方々は、今後、どのような住居で生活再建を果たそうと希望されているのか。そのあたりは把握していらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

1年間の供用期間延長を余儀なくされている方の再建について、建設型仮設住宅とみなし仮設住宅とともに、災害公営住宅と自宅再建が多くを占めている状況です。

○5番（福永 啓君） それでは、そういう8割、9割と、そういうふうに認識してよろしいですか。そして、その数は大体半々ぐらいという感じなのでしょうか。ちょっとわかれば。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議員のおっしゃるとおり、大体災害公営住宅と自宅再建、大体半々ぐらい、災害公営住宅が大きいかもしれませんが、大体半々ぐらいだと思います。

○5番（福永 啓君） それで、みなし仮設は、町である程度把握はできていると思いますが、在宅避難者、在宅被災者とも言いますが、そのような方々について、生活再建、これまでどのようになされて、また今後どのようにして果たされようとしているか。また在宅、生活再建の見通しといった場合、そのあたりはいかがでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

震災によって避難所が設けられますが、その避難所に場所が確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って、避難生活をした方々がおられます。また、時が経ち、被災者の生活場所が避難所から仮設住宅に移ってからも、仮設住宅には引っ越さず、自宅での生活を続けた方たちを在宅被災者と呼ぶと聞いております。

そもそも在宅避難者の定義が定まっていないのが現状です。在宅避難者として自宅を改修し、小屋等を改修し、軒先で避難をされている8世帯を把握しています。地域支え合いセンター及び定期的な訪問を実施し、状況把握を行っています。

また、半壊のり災が確認された老朽化した町営住宅にお住まいだった34世帯のうち、9世帯の方が町営住宅からの住み替えを拒否されて、そのままお住まいです。在宅の見守り対象世帯は民生委員の通常の活動を通して把握が行われています。

在宅におられる方々の生活再建の見通しについては、正確に把握していないのが現状です。

○5番（福永 啓君） 在宅避難者、在宅被災者とも言われる方々です。これは今まであまり言われてこなかった。東日本大震災では初めて大量に言われた被災形態だと言われています。災害救助法や災害対策基本法でも直接想定されていない被災形態があったために、これまでは国にも被災自治体にも、このような方の声が届きにくかったのではないかと思います。

今回、熊本地震では、益城町においては日本財団が6月ぐらいに、震災後2カ月後ぐらいに、この在宅避難者に特化した調査を行っています。そしてまた、今回、今年の4月時点で、新聞報道でありましたとおり、益城町においては548世帯の方が在宅避難状態にあるという新聞記事も出ておりました。御船町においては、非常に、今把握されている数は少ない。これはとても不安なんです。もしこれだったら、御船町はすごい成功事例だと思います。在宅避難者がいないとして、ちゃんと把握している。しかし、ここにどこかに漏れているところが何かあるのではないかなというのが、非常に不安なんです。

国では、今このでっかい地震、今度の大阪でもそうです。でっかい地震があったときに、避難所に行かんでくれということを言い始めているんです。避難所に行ったらパンクしちゃいますから、自宅で何とか在宅、外とかで避難を続けてくれと。そして、そういうことがやっと行政プログラム等で、総務省でもこういうことを基本的に検討してくださいよ、そういう話し合いもたびたび出ております。

この間宮城のテレビ局で、東日本ですから7年後ですよ、7年後にテレビ局で、在宅避難者の番組ができたんです。それを見た当時の前市長の方ですが、一生懸命対応されていた方ですよ。その方が、「私は、ここだけは、これを見過ごしとった」というふうに、反省の弁を述べておられました。もう既に、7年前です。ただ7年前でもこういう事案が、東北では起きているんです。

だから、こういうことがまずあるということ、私は今日強く申し上げたいんです。在宅避難されている方が、御船町にも、今把握しているのは少数なんですけど、もしかしたらもっといらっしゃるかもしれませんよ。そういう方に対しても、同じように目を向けていかなければならないと思います。

それについては、事前に、東北のさっきの事例についても、東北でどういう調査、在宅避難者のどういう調査が行われたかということについても、担当の課長に事前に資料は実はお届けいたしました。質問をするに先立って。それについて、町としても、これでどうすべきかという検討を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

平成28年11月に、第7期の介護保険事業計画策定のために65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者4,821人を対象に、健康と暮らしの調査を実施しました。震災の影響調査も行っております。抑鬱人の多い地域では、笑いの頻度が低い人が多い傾向が明らかになりました。笑いの頻度が低く、抑鬱の多い傾向にあった地域に対しては、精神面の支援が必要です。リスクの高かった地域の方と話し合いを始めております。週1回の通いの場づくりや地域の支え合いの経験を行っていきます。

また、在宅の見守り対象者世帯については、民生委員の通常活動を通して、また地域見守りネットワーク事業等を通して把握を行っていく予定です。

○5番（福永 啓君） そのような活動のときに、地域の方々に対して、やはり課長も直接向き合うことがあると思います。その中で、実は東北ではこんな問題があったんですよ。こういう問題があるんですよということを、多分民生委員の方々も直接御存じではないかもしれませんが。在宅避難者という言葉、在宅被災者という言葉すらですね。そういう問題が今ある。そして7年目の東北にしてもそういうことがあるということです。ぜひお伝えしていただいて、そして、こういう可能性があるということ把握した上で、今既存の計画に則った、そういう事業を進めていただければ、もしかしたら出てくるかもしれません。

出てこないことを私は祈りますよ。しかし、そういうことがあるかもしれないので、よろしく願いいたします。

被災当時、避難所に避難された方は大変多かったです。しかし、どっちかといえば、実は避難所に行っとらん人が、これは圧倒的に数からすれば多かったんです。その方には情報がやはり届きにくかった。比較的自立できる方々が避難所に行かれなかったものですから、サイレント・マジョリティといいますか、静かなる多数派となっています。ところがこの方が自立して、生活再建を既にして、そこに残っていった方が、もう本当に弱い方々、しかも、町に対して積極的にアプローチのできない方とか、サイレント・マイノリティみたいになってしまったものですから、可能性があるのではないかと、これを、一番私は危惧するところでございます。

もう、みなし仮設も仮設も、そして在宅被災者も、これが皆さんがどこにどういう、形態で避難されようとも同じように、その方に応じた対応ができること、その対策をとっていただきたいと思うんですが。今は少なくともみなし仮設、仮設につきましては、今後1年延長せざるを得ない方々は、今から家に住替えたいが、またそれを待っている方々。それと、復興住宅に対して、待たざるを得ないという方々、そういう方がありました。

それらの課題、それはどのような解釈をとっていったら、できるだけ早く、一番、生活再建を図っていただけると思われますか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

スムーズな生活再建を阻んでいる課題としましては、議員が言われましたように、建設資材の高騰や人手不足等による坪単価がはね上がっていること。高齢者で自宅再建の資金を銀行から借りられない。高齢者や障害等で生活再建に向けての手続きが進められない。民間賃貸住宅を探しているが、保証人がおらず、入居審査が通らない。災害公営住宅の入居要件に該当しない。再建意欲がないなどの課題が上がってきております。

対策として、熊本県の住まい対策室、復興推進係、住宅係、社会福祉係、地域支援、地域支え合いセンターで、いかに仮設住宅入居者の方を一日も早く住まいの再建に導くか、再建可能性の区分分けを現在行っております。順調に再建が進んでいる方、B、再建が進んでいる方、C、再建が進んでいない方、D、再建の見通しが立っていない、この4区分にケースを区分しております。

再建が困難な方のケース検討会議を開催し、個別の事情に応じて、住まいの相談員や生

活再建困難者支援員などの相談員も活用して、伴走型の個別支援をしていく予定です。

○5番（福永 啓君） その中で、自宅を再建したいと、例えば大工さんが高い、建築業界が高い、こういうのに対して、町はたしか的確な支援ができるのかどうか。大工さんを誰か探しに行くのとか、県外から連れて来るとか、そういうことが果たしてできるのかどうか。大概、今半分ぐらいですよ、仮設に住んでいらっしゃる方は。でも、その方々は、今後の理由でなかなか出ていかれない。だから、それも町ができる範囲のことが1つになると思うんですが、木造仮設です。この有効利用の観点から、木造仮設を、仮設として供用を終わったところから、その民間の被災者の方々の生活再建に、何とか役立てることができないものでしょうかね。再利用できませんか。いかがでしょうか。そういうお考えはありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、木造仮設の再利用というか利活用ということだと思いますけれども。まず、それに対しましては平成29年度に開催されました木造仮設利活用検討委員会におきまして、協議を行っていただきましたけれども、平成30年3月、答申をいただいております。

町としては、その答申に基づきまして、今地権者と土地交渉や関係機関との協議をされているところであります。またそれ以外の被災者の生活再建を含めた木造仮設住宅の有効利用、これはぜひ図っていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） やはり仮設です、この無料の住宅、これを長期間延長するというのは、逆に生活再建においては、ある世帯にとっては障害になっている。生活再建の障害になっている可能性が高いと私は思うんです。被災者の方が一日も早い生活再建をなし遂げられるように、一般と、同じにということではないんです。その方の事情に応じたのを後押ししながらできる方もいらっしゃると思います。それと、手続きから、何から何からやらないとできない方というのもしらっしゃいます。そういう個々の事情に応じた、できますなら支援をお願いしたいと思います。

町長、生活再建のですね。これで終わりたいと思うんですが、生活再建に関する考え方、お聞かせ願いますか。

○町長（藤木正幸君） 町としましても、やはり建設型仮設住宅及びみなし仮設住宅にお住まいの方々に対して、仮設住宅の延長期間というのは、ある程度決まっています。だから、それを延ばしていただくような努力をしていかななくてはいけないと思っていますし、また、

ここに入らない方々の支援です。もしこれから期日が来たからといって、では何もできない方々に出てくださいというわけにはいかないから、そういった方の支援をどういつてするかというのを今県ともども考えているところであります。知事、最後の一人、生活ができるようにやっていきますというお言葉を知事からいただいております。それについて、私たち町としても、最後の一人まで生活再建ができる、住むところを確保するということに頑張っていきたいと思っています。

○5番（福永 啓君） ぜひ、あと1年の延長です、延長はありましたけれども、あと1年の延長、これは建設計画からすれば避けられない状況があるかなと思います。一人一人の、取り残されない形で、必ず確保、支援先の確保ができるような形でお願いしたいと思います。

続きまして、都市計画マスタープランの改正ですが、町として、まず大まかにどのような方向性で進めているか、用途地域の見直しを含めてです。先ほどちょっと説明がありましたが、全体像をもう少しわかりやすく御説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 現行の都市計画マスタープランは平成15年3月に策定をされて、15年が経過しております。町長の答弁にありましたように、国道443・445号、それからシンボルロード、それから小池高山インターチェンジの供用開始もありまして、町中の用地は、以前より大きく変化をしております。昨年度実施しております人口、産業それから土地利用の延長などの調査をいたしました。土地計画基礎調査から流用をしております。まずは、この調査結果を解析をして、現行の用途地区には見直しを図りたいというのが1つです。

それから、御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジの活用も視野に入れながら今回の都市計画の改善を進めていきたいと考えております。ここ町だけで考える改定ではなくて、住民意向調査や当該の検討委員会、それから地区別の懇談会を開催して、住民の意見を取り入れた町のマスタープランの改定と、そういうふうに用途地域の見直しを進めていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 皆さんにお配りしていた資料があるんですが、こちらです。大まかに言いますと2枚あります。こちらが、大体40年ほど前、1975年の町内の中心部の地図です。そして今現在が、このような四角になっているのがありますから。今現在の地図がこのようになっています。御船町は、そもそも平坦部は、こんなもの、これがちょっとなものな

んですよ。99平方キロメートルありますが、非常に平坦部がそもそも狭いんです。そこは他県の方も、今回地震で協力支援していただいた他県の方もびっくりしていらっしやいました。御覧になって、中心部の地図を見て、御船町の中心部の現状を見ていただければわかるのですが、西往還の道路からこっちですよ。辺田見山側。西往還道路から辺田見山側のほうに、すべて町の施設が収まったということです。これは最近コンパクトシティと言われますけど、こんな超コンパクトシティは見たことがありませんみたいなこともおっしゃっていました。

本当に、コンパクトシティを目指して御船町は都市計画をしていたわけではないんです。結果として、既に家を建てられていたところは、全部もう家が張り付いている。しかも、ずっと辺田見山のほうに、辺田見のほうに張り付けていってしまっている。これが現状です。やはり、このように、もう土地があまり少ないものですから、あるところにずっと張り付いていっていると。こういういろんな不都合が起こってくるのではないかなと思います。少なくとも、今この中で、例えば小坂とか今城地域、これのほうを、ちょっとこの地域の地図を御覧になっていただきたいんですが、これ、これが小坂、今城です。これは40年前と全く変わってない、周辺が。また、その上に、これは西側に対する、都市部に対する、幹線道路がある地域にもかかわらず、ここだけは全く変わってないんです、40年前から。

このように、本当はやはり都市開発をしていく上で、西側に対する門戸、さっきちょっとおっしゃっていましたね、南側、益城側です。443・445号、この2つに対する門戸、これはきちっと開いておかなければ、ある程度、一定の開発ができるようにしておかなければ、県が目指している構想、これは大いに町が目指している構想、これにやはりどうしても乖離してしまうような現状が出てくるのではないかなと思いますが、そのあたりは、御船インター及び高山インター、ここにずっとできれば、開発できるような、今回都市計画を見直していただければなと思うのですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員の提示されている写真からも、非常に町中の様子が、用途地域、現在の都市計画的には掲げられているという現状であります。

国及び県の推進しているコンパクトシティ化ということが今言われておりますけど、言われているように、町の中心部以外の、御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジ周辺の活用も町の活性化のために必要と考えております。

それから、国道445号、それに中央線の開発が可能にすることも町の活性化の1つの手段になると思われます。平坦部の中でも、この広大な農地が広がる土地を守りながら、現行マスタープランに掲げてある自然と文化が交流する生活環境都市御船を継承し、緑と調和する自信のあるまちづくりを目指していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 現状、小坂と今城若干断絶感があるんですね。周辺が全部囲まれてしまっていて。そこは続けていかなければならない。今回大型商業施設が入りまして、年間300万程度の集客が見込めるのではないかという話がありますが、実は既に、クレア、イオンモール熊本、あそこは700万から800万いらっしゃっているんです。それがたかだか6～7km先です。その方が今まで御船で何%の方がいらっしゃったんでしょうか。では300万のところが、それから3キロ手前ですよ。3キロぐらい近くなんですよ、クレアからすればですね。同じ近況で、そこに来たときに、このままでどれだけの方が御船町の中に入っただけなのでしょう。私はとても不安です。やはり、導線を確保していて、ここに来たらここに行こう、ここに来たらここに行こうという、そういう門戸をきちんと開くような開発、これをぜひお願いしたいと思います。強く思います。

続きまして、下水道に移らせていただきますが。ちょっと何回も下水道に、都市開発についてお聞きしましたので、その下水道について、具体的に、ではどのあたりを引いてどのあたりをどうするかとか、どういう観点で見直すのか、そのあたりはもう1回説明いただけませんか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

下水道の全体計画の見直しの観点ですが、全体計画の見直しについては、都市計画の改定がなされれば、同じ上位計画であります御船町下水道等整備基本構想の整合性を、それを図るでも、今後計画の見直しは必要ではないんです。また、企業誘致等による大規模な開発行為の計画がある場合には、その都度計画の見直しを行っていきます。

○5番（福永 啓君） 下水道の計画、これは私が一番心配しますのは、計画を立ててしまうと、どうしてもそれに沿って、それをやり通すことが、町の義務みたいになってしまっちゃうんじゃないかなというところが一番心配なんです。

下水道の全体計画の下水道自体は、これはあくまで手段ですね。計画を実行することは決して目的ではありません。あくまでも目的は、生活排水対策を通じて、環境資源を守ること、特に町民の生活環境を向上させること、これが目的であります。

ですから、今構想を持っていると。今日の午前中の議論にもございました。高木地区に下水道を通しましょうと。あそこは住宅が密集しているところ、ここには通したら価値があると思いますけれども、しかしずっと高木だったら全部通してしまうか。そういうものではなくて、その地区地区に合ったものをする。そして、合わなくなってきたら、柔軟に計画を変えると。課長からありましたよね、3つぐらい。あと、中山間部では面白いことをやっていらっしゃったところがある。下水道を引いてしまって、1カ所に肥だめみたいな、ちょっと近代的な肥だめを造るんですよ。そして、そこに肥だめを造って、定期的にバキュームカーで取って、そして処理場に持っていてするという。小さい下水処理施設を、そういうところを造っていらっしゃるところもあると思います。いろんなものがあります。ですから、こういうものを、ベストミックスこれを図っていただいて、従来の計画にとらわれず進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

本町は、将来にわたって、便利で快適な住みよい町づくりを進めております。河川等の水質悪化は注意されていますが、それを解消するために地域補助に進めていく上で下水処理計画が重要であります。

御船町下水道等整備基本構想ではおおむね都市計画区域において、公共下水道の整備と個人設置型の合併浄化槽、山間地においては、個人設置型の合併浄化槽とした処理区域計画を策定しています。広い選択肢がありますので、地域集落の形態や地形を考慮して、農業集落排水や市町村型の合併浄化槽、コミュニティプランと、そういった施設がありますので、それについては、今後の下水処理構想の中で、経済企画等を行い、計画等を見直して検討していきたいと思っています。

○5番（福永 啓君） 下水道計画内地域は、既に自分のお金で浄化槽を造ってしまっているということで、そこに新たに下水道を引かれても、またそれを壊してするか。それは大変だねということがあるので、一方は下水道が欲しい。一方はそれでも私は付けませんという方が出てくる。それは、ちょっと今午前中も議論がありましたが、負のサイクルに陥りつつあるんですね。では、欲しいという方、ではその次にしましょう、いや私は要らない、半々ぐらいだったと思いますね。ですから、本当にこういうことが、何かこれはここにするという1つの計画ではなくて、幾つも手法があるんです。下水道計画、地域の中でも市町村型の合併浄化槽、いろんな方法があると思います。ぜひ、今課長がおっしゃった

ように、幅広い選択肢の中から、御船町に有利な方法を探していただきたいと思います。

つづいて、公共交通機関に質問をいたします。公共交通機関ですが、これは利用者はどうなっているのでしょうか。伸びているんですか、横ばいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、公共交通ですが、地方バス、コミュニティバスがあります。この過去5年間の利用者の推移なんですけれど、平成25年度が約110万人の利用者に対しまして、平成29年度、これが9万7,000人となっております。5年間で約13万5,000人の減ということになっております。平成28年度は熊本地震の影響もありまして、約9万人とここがごろっと落ち込んでおりますけれど、年度を追うごとに減少傾向にあることは間違いありません。

○5番（福永 啓君） 路線バスです。これが運用に町が赤字補填型と補助金を支払っております。そもそも赤字補填型をしたときに、これはいつから始めたのでしょうか。そしてまた、当初は、始めたときから幾らぐらい払いよったんですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

議員の言われる赤字補填ということですが、これは昭和60年頃行っておりました。当時の金額としましては、約400万円程度ということになっております。直近では、平成29年度、これは・・・組み替えなんですけど、大体3,426万円程度ということになっております。

○5番（福永 啓君） 先ほど見せた地図と、それよりも後からと、1975年ですか、1977～1978年ですかね、その頃初めて赤字負担がスタートして、当時が400万円、そして今は3,400万円です。3,000万円ほど増えていると。これは路線バス運用に赤字補填を繰り返す中で、赤字をその路線バス会社が、赤字を減らすためにバス路線を縮小すると。するとさらに利用者が減ると。そういう、さっきも言ったように、負のスパイラルに陥る、そして御船町の公共交通機関、それは大掛かりな3つぐらい問題があると思うんです。

まず、市内と御船町を結ぶ基幹交通です。それと御船町の町内、こういう小坂とか、高木とか木倉とか、あのあたりと中心を結ぶ話です。それと、中山間地との話があります。このようないろんな問題がたくさんあるわけです。これは、御船町独自の問題ではありません、御存じのとおり。同じような問題を全国の市町村でいろんなところが抱えていらっしゃると思います。さっきちょっとおっしゃいましたが、デマンドカーのタクシーとか、いろんなことも考えていらっしゃるみたいなんですけど、それに、具体的なお話をお聞きしたいんですけど、今後、いつも議会等で言っていましたよね。まず、御船町にはハブがないと。

丸山商店前です。あそこが唯一今3つの交通会社が乗り入れているハブなんです。御船町はどこがハブなんですか。それを含めて、公共交通の整備、中間地などで、どのように具体的に上がっているか、お聞かせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今議員がおっしゃったとおり、丸山商店前です。ここが、今の交通会社が交わる場所ということになっております。ただ、町長の答弁にもありましたように、まずは交通弱者の救済の観点から、公共交通網の整備を行っていく必要があると考えております。そのためにも、やはり的確にニーズを張った上で、あとは町の財政負担を考慮しながら進めていく必要があると、そのように考えております。

○5番（福永 啓君） これは、本当に復旧・復興及び都市計画を作る上で、これは決して見逃せない核となると思います。早期に図っていただきたい。

その中に、1つ忘れてはいけない観点があると思うんです。1点、地方における公共交通機関を考えたときに、実は大きな副因となるかもしれない問題、技術があります。これは自動運転バスです。これはそんな笑いごとでもない、SFの世界でもないんですよ。常に日本を含む世界各地でこの実証実験が行われています。日本政府はどうしているかといったら、2020年です。オリンピックの年、もう東京とかは熊本地震を忘れてオリンピックムードなんです。オリンピックの年までには、レベル4等、自動運転タクシーを運転しようということになっているんです。ところが、自動運転タクシーって難しいんです、どこに行くか決まっていますから。それよりも、同じところをぐるぐる回る自動運転バス、これがもっと早く登場すると思われています。実際に、もう実証実験は九州においても行われておりますし、ソフトバンクドライブ協会ですね、DNA系とかそういう、全くバス会社ではないところが実証実験を行われています。また、その会社は北九州市ですとか、鳥取県八頭町、田舎ですよ、大変失礼なんです。それと長野県の白馬村、浜松市などの4市町村と自動運転関連技術の連携提携を、これは締結しているんです。そして、平成30年、今年秋頃から路線運転バスの実証実験を順次実施していこう。実証実験です。だからこれは、実際に実用化するのは5年後かもしれません。それでもそれはメチャクチャ先の話ではないんです。

実は、熊本でも、昨年秋に芦北町、ここでゴルフカートで自動運転バス、これを実証実験しています。これによって、一番最大な利益を受けるのは、こういう御船町みたいなと

ころなんです。中山間部ですとか、・・・交通弱者の方、お年寄りの方、これがそれぞれ見本みたいな、御船町は町ですので、これに関して実証実験、それ等に積極的に情報収集の参加をできるのだったらしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今議員が言われた自動運転による公共交通網の整備です、これはすみません、私は知りませんでした、初めて今聞きましたけれども、今後、言われたとおり、積極的に情報収集に努めてまいりたいと思います。また企業とか団体、そういうお話があれば伺いたいと思っています。

○5番（福永 啓君） これは、やはり自治体同士の連携が必要になってくるかと思います。

また、今の段階でしたら、それほど町負担なくとも、逆にそういうところを、したいところを企業は探しているかもしれません。ぜひ、これはメッセージとか何とかではありません。実際にもしこれが可能になる場合、非常にさっき言った中山間部の限界集落への交通手段等になり、大きな副因となるような技術だと思います。そういうことも考えて、実現性を含めて、公共交通網の抜本的改革を進めていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 福永議員のお話よくわかったつもりでいます。私も大事なところは、このハブ化というところ、これは確かに大事だなと思います。熊本県はクレアをハブ化したいということで、熊本市からクレアまでバスを持ってくると。クレアから先を町でお願いしますという話に今後なっていくと思います。

では、御船町に移ったらどうなるか。御船町のどこに路線バスが着くのか。そこから恐らく発散です。七滝地区にもし行こうとすれば、恐らく甲斐商店あたりがハブとなって、それから先を私たちは町が担わなくてはいけなくなってくると思います。そこにデマンドタクシーとか自家用車とタクシーが行き交うと。そういった方法ができてくると。こういったハブ化を各地区、もう田代地区は歌野商店付近です。ああいったところも、町として今後考えていかなければいけないんじゃないかと思っています。

それと、A I 問題が出てきました。自動運転の話。一昨年から国交省とはお話はさせていただいております。しかしながら、1つだけ、あのとき言われたのは、最近、今福永議員のお話の中でわかりましたけど、あの当時交渉したときに、あと13年かかりますということでした。なぜかという、道路交通法、この問題が一番大きい壁になっているとい

うことです。ですから、その当時私御船のほうで、どうしてもA I、乗合バスを作りたいと言ったときに、まずは専用道を造ってください。自転車専用道路とか、1車線が全部その専用道路だったら考えましょうということが2年前のお話です。これがこの2年間にA Iの技術が発展して、今議員が言われたように、たった2年で自動運転化というのがある程度先が見えてきたということです。

技術の発展というのは、本当に早いもので、今言われたように、実験等も始まっています。その中において、的確な、御船に適切なものを考えてまいりたいと思います。しかしながら、一番の問題は安全性です。それと地域の方々とのコミュニケーションの中において、この交通網をどうするかということで、交通の整備とともに地域の問題、そういったものも含まれてくると思ひまして、両面から考えてよりよい今後すぐそこに、2025年は構えていますので、そこに向けて考えてまいりたいと思います。

○5番（福永 啓君） やっぱ、実はこれは法律の整備が追いついていないんです。ではどこがどうなっているか、簡単です、特区なんです。この規制に関する法律を特区ですり抜けたところに、実証実験ができています。だから、それができるのは自治体だけなんですよね。だから、こういうことをやろうという自治体に、こういう大きな事業はついていくと。法律の制定は作った後になってまいりますので、ぜひ町でもきちんとアンテナを張りめぐらせて、今の情報を、日進月歩ですから別ですね。A Iを含めた自動運転バスを含めた公共交通機関、これは検討課題ということで、十分に入れていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（田端幸治君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時58分 散 会